

(第一類 第十二号)

第三十回国会 建設委員会 議 録 第十四号

昭和三十四年三月四日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君

理事 瀬戸山三男君 理事 二階堂 進君

理事 南 好雄君 理事 中島 巖君

理事 三浦 義三君

逢澤 寛君

大久保武雄君

砂原 格君

橋本 正之君

村瀬 宜親君

兒玉 末男君

塚本 三郎君

山中 吾郎君

出席政府委員

建設政務次官 徳安 實藏君

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長)

建設事務官 美馬 郁夫君

(計画局長)

建設事務官 関盛 吉雄君

(道路局長)

建設技官 神田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

建設事務官 小林 忠雄君

(計画局都市計

画課長)

専門 員 山口 乾治君

三月四日

委員橋本正之君辞任につき、その補

欠として大森玉木君が議長の指名で

委員に選任された。

同日 委員大森玉木君辞任につき、その補

欠として橋本正之君が議長の指名で委員に選任された。

三月三日

関門国道トンネルの通行料引下げに
関する請願(亀山孝一君紹介)(第一
八四八号)

境橋本橋の架設に関する請願(川島
正次郎君外一名紹介)(第一九八一
号)

中央自動車道予定路線の法定化等に
関する請願外十二件(増田甲子七君
紹介)(第一九八二号)

古川筋上部の高速度道路計画反対に
関する請願(田中榮一君紹介)(第二〇
五四号)

は本委員会に付託された。

本日(会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

首都高速度道路公団法案(内閣提出第
一〇四号)

建築基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二五号)(予)

公共工事の前払金保証事業に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣
提出第一四五号)(予)

土地区画整理法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一四六号)(予)

○堀川委員長 これより会議を開きま

す。建築基準法の一部を改正する法

律案を議題といたしまして、提案理由

の説明を聴取いたします。徳安政務次

官。

建築基準法の一部を改正する法律
案

建築基準法の一部を改正する法

律
建築基準法(昭和二十五年法律第
二百一十号)の一部を次のように改正
する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第十八条)

第二章 建築物の敷地、構造及び
建築設備(第十九条―第四十一
条)

第三章 都市計画区域内の建築物
の敷地、構造及び建築
設備

第一節 総則(第四十一條の二、
第四十二條)

第二節 建築物又はその敷地と
道路又は壁面線との関
係(第四十三條―第四
十七條)

第三節 用途地域(第四十八
條―第五十四條)

第四節 建築物の面積、高さ及
び敷地内の空地(第五
十五條―第五十九條)

第五節 防火地域(第六十條―
第六十七條)

第六節 美観地区(第六十八條、
第六十九條―
第七十七條)

第七章 附則(第九十八條―第百
二条)

附則

第二条中「左の」を「次の」に改め、
同条第一号中「(一)」を「(一)に、
」をいい、鉄道及び軌道の線路敷地
内の運転保安に関する施設並びにこ
線橋、プラットホームの上家、貯蔵
その他これらに類する施設を除く。
」を「(鉄道及び軌道の線路敷地内
の運転保安に関する施設並びに線
橋、プラットホームの上家、貯蔵槽
その他これらに類する施設を除く。
)をいい、建築設備を含む」に改め、
同条第二号中「学校」の下に「(各種学
校を含む。以下同様とする。)、体育
館を、」を「観覧場の下に、」を「集
会場、」を「百貨店」の下に「市
場を、」を「舞踏場」の下に「遊技場」
を、「寄宿舍」の下に「下宿」を加
え、「」を「畜場」を「畜場、火葬場、
汚物処理場」に改め、同条第五号中
「最下階の床」の下に「、廻り舞台の
床」を加え、同条第六号中「二以上の
棟」を「二以上の建築物」に、「一棟」
を「一の建築物」に改め、「をなす
建築物」を削り、「但し」を「ただし」
に改め、同条第七号中「れん瓦造」
を「れんが造」に改め、同条第九号中
「れん瓦」を「れんが」に改め、同条中
第九号の次に次の二号を加える。
九の二 耐火建築物 主要構造部
を耐火構造とした建築物で、外
壁の開口部で延焼のおそれのある
部分に政令で定める構造の防

火戸その他の防火設備を有する
ものをいう。

九の三 簡易耐火建築物 耐火建
築物以外の建築物で、イ又はロ
のいずれかに該当し、外壁の開
口部で延焼のおそれのある部分
に政令で定める構造の防火戸そ
の他の防火設備を有するものを
いう。

イ 外壁を耐火構造とし、か
つ、屋根を不燃材料で造り、
又はふき、政令で定める防火
性能を有する構造としたもの
ロ 主要構造部である柱及び
はり、主要構造部を不燃材料又は政令
で定めるこれに準ずる材料で
造り、外壁の延焼のおそれの
ある部分、屋根及び床を政令
で定める防火性能を有する構
造としたもの

第二条第十二号中「の建築、修繕
若しくは模様替、建築設備の設置」
を「、その敷地に、」を「工作物の築造
の」を「第八十八條第一項若しくは
第三項に規定する工作物に関する」
に改め、同条第十六号中「建築、修
繕若しくは模様替の」を「建築物に関
する」に、「建築、修繕若しくは模様
替を」を「その工事を」に改め、同条
第十七号中「設計図書」を「その者の
責任において、設計図書」に改め、
同条第十八号中「建築、修繕若しく
は模様替の」を「建築物、その敷地若
しくは第八十八條第一項若しくは第

九の二 耐火建築物 主要構造部
を耐火構造とした建築物で、外
壁の開口部で延焼のおそれのある
部分に政令で定める構造の防

火戸その他の防火設備を有する
ものをいう。

九の三 簡易耐火建築物 耐火建
築物以外の建築物で、イ又はロ
のいずれかに該当し、外壁の開
口部で延焼のおそれのある部分
に政令で定める構造の防火戸そ
の他の防火設備を有するものを
いう。

イ 外壁を耐火構造とし、か
つ、屋根を不燃材料で造り、
又はふき、政令で定める防火
性能を有する構造としたもの
ロ 主要構造部である柱及び
はり、主要構造部を不燃材料又は政令
で定めるこれに準ずる材料で
造り、外壁の延焼のおそれの
ある部分、屋根及び床を政令
で定める防火性能を有する構
造としたもの

第二条第十二号中「の建築、修繕
若しくは模様替、建築設備の設置」
を「、その敷地に、」を「工作物の築造
の」を「第八十八條第一項若しくは
第三項に規定する工作物に関する」
に改め、同条第十六号中「建築、修
繕若しくは模様替の」を「建築物に関
する」に、「建築、修繕若しくは模様
替を」を「その工事を」に改め、同条
第十七号中「設計図書」を「その者の
責任において、設計図書」に改め、
同条第十八号中「建築、修繕若しく
は模様替の」を「建築物、その敷地若
しくは第八十八條第一項若しくは第

九の二 耐火建築物 主要構造部
を耐火構造とした建築物で、外
壁の開口部で延焼のおそれのある
部分に政令で定める構造の防

三項に規定する工作物に関する」に改め、同条第二十一号中「但し」を「ただし」に改める。

第三条第一項中「を建築し、修繕し、又は模様替する場合」は「及びこれらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたものについては」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 イ、ロ、ハ又はニに掲げる地域、地区等がそれぞれイ、ロ、ハ又はニに掲げる他の地域、地区等に指定されたことに因るこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の地域、地区等に関するこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

イ 住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域
ロ 別表第四の欄の各項に掲げる空地地区
ハ 防火地域又は準防火地域
ニ 第四十二条第一項に該当する道路又は第四十四条第二項に規定する計画道路

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分
五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

第三條第四項を削る。
第四條第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第六條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は改築し」を「改築し、又は移転し」に、「又は改築に」を「改築又は移転に」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第一号中「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第四号中「町村」を「市町村」に改め、同条第六項中「延べ面積」を「床面積の合計」に、「五百円」を「千円」に、「三千円」を「一万円」に改め、同条第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に第八十七条の二第一項の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前項の手数料の外、当該昇降機一基について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項の区分に従い、市町村又は都道府県に納めなければならない。

第七條第二項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地」に改め、同条第三項中「当該建築物が」を「当該建築物及びその敷地が」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改める。

第九條第一項中「違反した建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加え、「その建築主、建築工事」を「当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事」に、「建築工事の現場管理者又はその所有者」を若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは当該建築物の敷地の所有者に、「工事の施工」を「当該工事の施工」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第七項中、「工事の施工の停止」を削り、同条に次の二項を加える。

10 特定行政庁は、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反することが明らかなる建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。

11 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相対の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

第十條第一項中「建築設備が」の下に「第三條第二項の規定により」を加え、「に適合せず、且つ」を「の適用を受けないが」に改め、「当該建築物」の下に「又はその敷地」を加え、「その全部又は一部の」を「当該建築物の」に、「又は使用制限」を「使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとること」に改め、同条第二項中「第九項まで」の下に「及び第十一項」を加え、「措置を命ずる」を削り、同条第三項を削る。

第十一條の見出し中「から第七章まで」を削り、同条第一項中「既存建築物」を「建築物」に、「又は用途が」を「建築設備又は用途が第三條第三項の規定により」に改め、「から第七章まで」を削り、「に適合しなく」に、「認められるに至つた」を「認める」に、「前条第一項に規定する措置」を「当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條の見出しを（報告、検査等）に改め、同条第二項中「第九條第一項の下に」若しくは第十項を、「当該建築物」の下に「建築物の敷地」を、「建築物」の下に「建築物の敷地」を加え、「建築物」の敷地を「建築物」に、「建築物」の敷地に関する工事に、「但し、現に居住の用に供している建築物」を「ただし、住居」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「建築物の所有者」を「建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に改め、「設計者」の下に「工事監理者」を加え、「設備」を「建築設備」に、「建築工事」を「建築物に関する工事」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第六條第一項第一号に掲げる建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有

置をとること」に改め、同条第二項中「第九項まで」の下に「及び第十一項」を加え、「措置を命ずる」を削り、同条第三項を削る。

第十一條の見出し中「から第七章まで」を削り、同条第一項中「既存建築物」を「建築物」に、「又は用途が」を「建築設備又は用途が第三條第三項の規定により」に改め、「から第七章まで」を削り、「に適合しなく」に、「認められるに至つた」を「認める」に、「前条第一項に規定する措置」を「当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條の見出しを（報告、検査等）に改め、同条第二項中「第九條第一項の下に」若しくは第十項を、「当該建築物」の下に「建築物の敷地」を、「建築物」の下に「建築物の敷地」を加え、「建築物」の敷地を「建築物」に、「建築物」の敷地に関する工事に、「但し、現に居住の用に供している建築物」を「ただし、住居」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「建築物の所有者」を「建築物若しくは建築物の敷地の所有者」に改め、「設計者」の下に「工事監理者」を加え、「設備」を「建築設備」に、「建築工事」を「建築物に関する工事」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

者（所有者と管理者が異なる場合において、管理者）以下第二項において同様とする。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、その状況を、又は建築士に調査させてその結果を特定行政庁に報告しなければならぬ。

2 昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物のその他の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、建設省令で定めるところにより、定期に、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員の検査を受けなければならぬ。この場合において、当該市町村又は都道府県は、当該検査について、規則で定めるところにより、一の建築設備につき千円をこえない金額の範囲内において手数料を徴収することができる。

第十三条中「前条第二項を「前条第四項」に改め、「建築物」の下に「建築物の敷地」を加える。

第十五条第一項中「工事施工者が建築物の建築の工事に着手する」を「建築主が建築物を建築する」に、「除却した」を「除却しようとする」に、「但し」を「ただし」に、「延べ面積」を「床面積の合計に改め、同条第二項中「延べ面積が十平方メートルをこえる」を削り、「滅失」の下に、「又は損壊し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該滅失した建築物又は損壊した建築物の損壊した部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

第十八条第一項中「建築物」の下に「及び建築物の敷地」を加え、同条第二項中「建築し」の下に、「又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし」を加え、同条第四項中「工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に、「前項の法律、」を同項の法律並びにこれに基く「に改め、同条第六項中「完了した工事」を「建築物及びその敷地に改め、同条第七項中「当該建築物」の下に「及びその敷地」を加え、同条第八項中「但し」を「ただし」に改め、同条第九項中「建築物」の下に「又は建築物の敷地」を加える。

第十九条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「がけ崩れ、地すべり等のおそれのある土地に建築物の敷地を造成する」を「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある」に改める。

第二十一条第二項中「れん、互造を「れんが造」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十二條中「関係市町村の同意を得て」を削り、「おいては、」の下に「耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の」を加え、「但し」を「ただし」に、「あつて」を「あつても」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都市計画審議会の

意見を聞き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならぬ。

第二十三条中「前条を「前条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第二十二條を「第二十二條第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条中「棟をなす」を削る。

第二十六条中「且つ、各区域の延べ面積を」を「かつ、各区域の床面積の合計をそれぞれ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、耐火建築物若しくは簡易耐火建築物又は卸売市場の上家若しくは機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するものについては、この限りでない。

第二十七条を次のように改める。

（耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物）
第二十七條 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。
一 別表第一の欄に掲げる階を同一表の欄の当該各項に掲げる用途に供するもの
二 別表第一の欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表一項の場合にあつては客席、五項の場合にあつて

は三階以上の部分に限る。）の床面積の合計が同表は欄の当該各項に該当するもの
三 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの

2 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物又は簡易耐火建築物（別表第一の欄六項に掲げる用途に供するものにあつては、第二条第九条の三に該当する簡易耐火建築物を除く。）としなければならない。
一 別表第一の欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表二項及び四項の場合にあつては、二階の部分に限る、かつ、病院についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表は欄の当該各項に該当するもの

二 別表第二の欄第八号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度をこえないものを除く。）

第二十八條第一項中「居室の窓その他の開口部で」を「居室には採光のための窓その他の開口部を設け、その下に、「でなければならない」を「としなければならない」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は映画館の客席、温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない

居室については、この限りでない。

第二十八條第二項中「居室の窓その他の開口部で」を「居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その下に、「でなければならない」を「としなければならない」に改め、同項「ただし」に改める。

第三十條の見出し中「住宅」を「住宅等」に改め、同条中「住宅の居室の下に「学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寝室」を加え、「但し」を「ただし」に、「空欄」を「からばり」に改める。

第三十一条第二項中「し、尿浄化し」を「尿浄化槽」に改める。

第三十三条に次のただし書を加える。

ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

第三十四條中「且つ」を「かつ」に改める。

第三十五條中「学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅若しくは寄宿舎の」を「別表第一の欄（一）項から（四）項までに掲げる」に改め、「（特殊建築物）」の下に「階数が三以上である建築物、第二十八條第一項ただし書に規定する居室を有する建築物」を加え、「棟をなす」を削り、「消火せん」を「消火栓」に、「貯水そう」を「貯水槽」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特殊建築物等の内装）
第三十五條の二 別表第一の欄に掲げる用途に供する特殊建築物又は第二十八條第一項ただし書に規定

する居室は、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従つて、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

（無窓の居室等の主要構造部）

第三十五条の三 第二十八条第一項ただし書に規定する居室で同項本文の規定に適合しないものは、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、別表第一（欄一）に掲げる用途に供するものについては、この限りでない。

第三十六条中「及び便所の構造」を「の構造、便所」に、「及び避雷設備の設置及び構造」を「、避雷設備及び」に、「工法」を「設置及び構造」に改める。

第四十一条（見出しを含む）中「町村」を「市町村」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章 道路及び壁面線」を「第三章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備」に改め、第三章中第四十二条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 総則

（適用区域）
第四十一条の二 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

第四十二条中「及び第五章」を削り、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「によつて築造した」を「又は土地区画整理法（昭和

二十九年法律第百十九号）による」に改め、同条第四号及び第五号中「又は都市計画法」を「都市計画法又は土地区画整理法」に改め、同条第二項中「一・八メートル以上」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

第四十二条に次の二項を加える。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 特定行政庁は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は前項の規定により別に水平距離を指定する場合において、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四十二条の次に次の節名を加える。

第二節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係

第四十三条の見出し中「敷地」を「敷地等」に改め、同条第一項中「道

路」の下に「（自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下第四十四条を除き、同様とする。）」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「自動車庫」の下に「若しくは自動車修理工場」を、「その他その敷地」の下に「又は建築物」を加える。

第四十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「但書」を「ただし書」に改める。

第四十七条中「又はこれに代る柱」を「若しくはこれに代る柱又は高さ二メートルをこえる門若しくは高い」に、「但し」を「ただし」に、「高さ二メートル以下の門若しくは高い」を「特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した歩廊の柱その他これに類するもの」に改める。

「第四章 用途地域」を削り、第四十七條の次に次の節名を加える。

第三節 用途地域

第四十九条中「但し」を「ただし」に改め、同条第一項から第三項まで中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第四項中「料理店」の下に「、ホテル」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第五十条第二項ただし書又は同条第四項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、第一項ただし書又は前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十条第二項及び第四項中「別表第二」を「別表第三」に、「但し」を「ただし」に改める。

（聴聞及び建築審査会の同意）
第五十一条 特定行政庁は、第四十九條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第四項ただし書又は前条第二項ただし書若しくは第四項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による聴聞を行う場合に準用する。

第五十二条第三項中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第四十九条第一項から第四項まで又は第五十条第二項若しくは第四項の規定による制限を緩和することができる。

第五十三条を次のように改める。

（用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限）

第五十三条 用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は特別用途地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地区又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）
第五十四条 卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場又はごみ焼却場の用途に供する建築物は、都市計画の施設としてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画に支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

「第五章 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地」を削り、第五十四条の次に次の節名を加える。

第四節 建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

第五十五条第一項中「棟をなす」を削り、「この章」を「この節」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改め、同項に次の一号を加える。

三 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

第五十五条第二項中「且つ」を「かつ」に、「又は準防火地域内」を「若しくは準防火地域内又は過小宅地が多い等土地の状況に因りやむを得ない場合で特定行政庁が建設大臣の承認を得て第二十二條第一項の市街地の区域について指定する区域内」に改

め、同条第三項第一号中「且つ」を「かつ」に、「建築物で、主要構造部が耐火構造のもの」を「耐火建築物」に改める。

第五十六條第一項、第三項及び第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「棟をなす」を削り、同条第四項中「距離は」の下に「当該外壁又は柱が公園、広場、道路その他の空地に面する場合その他の政令で定める場合を除き」を加える。

第五十七條第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「空地があつて、通行上」を「空地がある場合等であつて、交通上」に改め、同条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する高さをこえる高さについて第五十八條第四項の規定による許可を受けた場合においては、前項ただし書の規定による許可を受けたものとみなす。

第五十八條第一項を次のように改める。

建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。

一 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離の一・五倍

二 前面道路の幅員の二・五倍に八メートルを加えたもの

第五十八條に次の三項を加える。

4 前条第一項各号の一に該当する場合においては、建築物の各部分の高さは、前三項の規定にかかわ

らず、特定行政庁の許可を受けず、第一項第一号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）の範囲内において第一項第一号に掲げる高さ（その高さについて前項の政令で緩和された場合においては、当該緩和された高さ）をこえるものとする

5 第一項第二号に掲げる高さをこえる高さについて前条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合においては、前項の規定による許可を受けたものとみなす。

6 前条第三項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十八條の次に次の一条を加える。

（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）

第五十八條の二 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前二条の規定は、適用しない。

2 道路内にある建築物（高架の道路の路面下に設けるものを除く）については、前条の規定は、適用しない。

「第六章 防火地域」を削り、第五十九條の次に次の節名を加える。

第五節 防火地域

第六十一條本文を次のように改める。

防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百

平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十一條中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 卸売市場の上部又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

第六十一條第三号及び第四号中「へい」を「へい」に改める。

第六十一條の二を削る。

第六十二條第一項本文を次のように改める。

準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルをこえる建築物は耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物又は延べ面積が五百平方メートルをこえる千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

第六十二條第一項ただし書中「但し、第六十一條第二号を」ただし、前条第二号」に改め、同条第二項中「耐火構造とし」の下に「これに附属する高さ二メートルをこえる門又はへい」で当該門又はへいが建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分の不燃材料で造り、又はおわ」を加え、同項ただし書を削る。

第六十四條中「建築物」の下に「耐火建築物及び簡易耐火建築物以外のもの」を加える。

第六十七條中「但し」を「ただし」に改める。

「第七章 美観地区」を削り、第六十七條の次に次の節名を加える。

第六節 美観地区

「第八章」を「第四章」に改める。

第六十九條及び第七十三條第一項中「且つ」を「かつ」に改める。

「第九章」を「第五章」に改める。

第七十九條第二項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第八十條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでの職務を行ふ。

第八十條の次に次の二条を加える。

（委員の欠格条項）

第八十條の二 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（委員の解任）

第八十條の三 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当する場合においては、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合

「第十章」を「第六章」に改める。

第八十四條第一項中「都市計画法第十二條に規定する」を「土地区画整理法による」に改める。

第八十五條第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第七條」の下に「第十二條第一項及び第二項」を、「第十五條」の下に「第十八條（第九項を除く）」を加え、「から第七條まで」を削り、「但し」を「ただし」に、「第十二條」を「第六十三條」に改め、同条第四項中「一月以内の期間」を「六月以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）」に改め、「この場合においては」の下に「第十二條第一項及び第二項」を加え、「及び第三十一條」を、「第三十一條、第三十五條の二並びに第三十五條の三」に、「から第六章まで」を「（第六節を除く）」に改め、同条第五項を削る。

第八十六條第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一団地に二以上の構えをなす建築物で、主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを総合的設計によつて建築する場合において、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めるものについては、第二十七條、第六十二條第一項又は第六十四條の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物は簡易耐火建築物とみなす。

第八十六條の次に次の一條を加える。

(既存の建築物に対する制限の緩和)
第八十六條の二 第三條第二項の規定により第二十六條、第二十七條、第四十九條第一項から第四項まで、第五十條第二項若しくは第四項、第六十一條又は第六十二條第一項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、第三條第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
第八十七條を次のように改める。
(用途の変更に対するこの法律の準用)
第八十七條 建築物の用途を変更して第六條第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合において

は、同条(第二項及び第七項を除く。)、第七條第一項及び第十八條第一項から第五項までの規定を準用する。

2 建築物(第三項の建築物を除く。)(用途を変更する場合においては、第四十九條、第五十條第二項及び第四項並びに第五十四條の規定並びに第三十九條、第四十條、第四十三條第二項、第五十二條第三項及び第四項並びに第五十三條の規定に基く條例の規定を準用する。)

3 第三條第二項の規定により第二十四條、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條、第三十五條から第三十五條の三まで、第三十六條中第二十八條第一項若しくは第三十五條に関する部分、第四十九條第一項から第四項まで、第五十條第二項若しくは第四項若しくは第五十四條の規定又は第三十九條、第四十條、第四十三條第二項、第五十二條第三項若しくは第五十三條の規定に基く條例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三 第四十九條第一項から第四項まで又は第五十條第二項若しくは第四項の規定に關しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合
第八十七條の次に次の一條を加える。
(建築設備への準用)
第八十七條の二 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合において

は、同項(前条第一項において準用する場合を含む。)(規定による確認又は第十八條第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)(規定による通知を要する場合を除き、第六條(第二項、第六項及び第七項を除く。)、第七條、第十八條(第九項を除く。)、第八十九條及び第九十條の規定を準用する。この場合において、第六條第三項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつては」の受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替へるものとす。

2 前項において準用する第六條第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の建築設備について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手料を、建築主事を置く市町村の区域内の建築設備に係るものにあつては当該市町村に、その他の市町村の区域内の建築設備に係るもの

にあつては都道府県に納めなければならない。
第八十八條第一項中「高架水そう」を「高架水槽」に改め、「指定するもの」の下に「及び昇降機、ウォータースタート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下本項において「昇降機等」という。)」を加え、「その築造を第六條第一項第四号の建築物の建築とみなし、第六條から第十三條まで」を「第三條、第六條(第二項、第六項及び第七項を除くものとし、第一項及び第三項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分とする。)、第七條(第四項を除く。)、第八條から第十一條まで、第十二條第三項及び第四項、第十三條」に改め、「第十八條の下に」(「第八項を除く。)」を加え、「第三十三條」を「第三十四條まで」に、「及び第三十三條を」を「第三十三條及び第三十四條」に改め、「第四十條の下に」前条を、「の規定を」の下に「昇降機等については、第七條第四項、第十二條第一項及び第二項並びに第十八條第八項の規定を」を加え、同条第二項中「第八條を」第三條、第八條に、「及び第十八條を」並びに第十八條第一項及び第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項において準用する第六條第一項の規定による確認の申請について準用する。

第八十九條中「建築工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に改める。
第九十條に次の一項を加える。
第三條第二項及び第三項、第九條並びに第十八條第一項及び第九項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。
第九十一條中「又は建築設備」を「建築設備又は用途」に、「地区の」を「地区(高度地区を除く。以下本条において同様とする。)」に改める。
第九十三條第二項中「第四号」の下に「又は第八十七條の二」を加え、同条第三項中「第十八條第二項」の下に「(第八十七條第一項又は第八十七條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項中「し尿浄化そう」を「尿浄化槽」に改め、「第六條第一項」の下に「(第八十七條第一項において準用する場合を含む。)」を、「受理し」の下に「又は第十八條第二項(第八十七條第一項において準用する場合を含む。)(規定による通知を受けを、当該申請」の下に「又は通知」を加える。
第九十四條第三項中「二十日」を「一月」に改める。
「第十一章」を「第七章」に改める。
第九十八條中「第九條第一項」の下に「又は第十項」を加え、「第八十八條において」を「第八十八條第一項若しくは第三項又は第九十條第三項においてこれらの規定を」に改め、「者は、」の下に「六月以下の懲役又は」を加える。
第九十九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第八十七條第一項」の下に「第八十七條の二第

別表第一を別表第二とし、同表の
前に別表第一として次のように加え
る。
別表第一 耐火建築物又は簡易耐
火建築物としなければならない特殊
建築物

(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)	
劇場、映画 館、演芸場、 観覧場、公 会堂又は集 会場		病院、ホテ ル、旅館、下 宿、共同住 宅、寄宿舎 又は養老院		学校又は体 育館		百貨店、 マーケット 、展示場、 舞踏場又は 遊技場		倉庫		自動車車庫	
三階以上 の階		三階以上 の階		三階以上 の階		三階以上 の階		三階以上 の階		三階以上 の階	
二百平方メート ル(屋外観覧席に あつては、千方 メートル)以上		三百平方メートル 以上		二千平方メートル 以上		三千平方メートル 以上		二百平方メートル 以上		百五十平方メート ル以上	
(い)欄の用途に供す る部分(一)項の場 合にあつては客 席、(五)項の場合に あつては三階以上 の部分に限る。)の 床面積の合計		(い)欄の用途に供す る部分(二)項及び (四)項の場合にあつ ては二階の部分に 限り、かつ、病院 についてはその部 分に患者の収容施 設がある場合に限 る。)の床面積の合 計		(い)欄の用途に供す る部分(二)項及び (四)項の場合にあつ ては二階の部分に 限り、かつ、病院 についてはその部 分に患者の収容施 設がある場合に限 る。)の床面積の合 計		(い)欄の用途に供す る部分(二)項及び (四)項の場合にあつ ては二階の部分に 限り、かつ、病院 についてはその部 分に患者の収容施 設がある場合に限 る。)の床面積の合 計		(い)欄の用途に供す る部分(二)項及び (四)項の場合にあつ ては二階の部分に 限り、かつ、病院 についてはその部 分に患者の収容施 設がある場合に限 る。)の床面積の合 計		(い)欄の用途に供す る部分(二)項及び (四)項の場合にあつ ては二階の部分に 限り、かつ、病院 についてはその部 分に患者の収容施 設がある場合に限 る。)の床面積の合 計	

附 則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において各規定につき政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項及び第七項の規定は公布の日から、附則第六項中住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二条第五号及び第六号の改正に係る部分は昭和三十三年四月一日から施行する。
- (建築物の除却の届出に関する経過措置)
この法律の施行の際現に除却の工事中の建築物についての都道府県知事への届出については、この法律による改正後の建築基準法第十五条第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。(罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- (関係法律の一部改正)
防火地区内借地権処理法(昭和二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
防火地区内借地権処理法
第二条第一項中「市街地建築物法」を「建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)」に、「甲種防火地区内」を「防火地区内」に、「同法第十三条ニ基く命令」を「同法第六十一条に」、「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に、「甲種防火地区外」を「防火地区外」に改める。

第四条中「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第十四号)」を加える。

第五条中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第六条中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に、「地方裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七条及び第八条中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に改める。

第九条中「防火地区内借地委員会」を「防火地区内借地委員会」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十二条中「民事訴訟費用法」の下に「(明治二十三年法律第六十四号)」を、「民事訴訟用印紙法」の下に「(明治二十三年法律第六十五号)」を加える。

附則中「勅令」を「政令」に改める。

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第四号」の下に「又は第八十七条の二」を加える。

住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下同じ。)でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたもの」を「建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する

ものに改め、同条第六号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物」を「建築基準法第二号第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」に改める。

第三十九号中「第十八条の下に「同法第八十七号第一項、第八十七号の二第一項、第八十八号第一項若しくは第三項又は第九十号第三項において準用する場合を含む。」を加える。

7 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第十二号又は第十三号」を「第十四号又は第十五号」に改める。

8 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「において」の下に「建築物」を加え、「主要構造部」「耐火構造」を「耐火建築物」に改め、「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十一号）を加え、同項を同条第六項とする。

第五条の二第二項中「の主要構造部を耐火構造」を「耐火建築物」に改める。

第七条第一項中「その主要構造部を耐火構造」を「これを耐火建築物」に改める。

9 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）の一部を次のように改める。

第三条中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号から第十一号まで」を「第三号から第十号まで」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 耐火建築物

第三条中第五号を削り、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

10 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六号第一項」の下に「（同法第八十七号第一項において準用する場合を含む。）」を、「申請すべき場合」の下に「又は同法第十八条第二項（同法第八十七号第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべき場合」を加える。

11 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八号中「第十八条」の下に「（同法第八十七号第一項、第八十七号の二第一項、第八十八号第一項若しくは第三項又は第九十号第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

理由

建築基準法の施行後の状況にかんがみ、特定行政庁の指定する特殊建

築物等に対して定期検査を実施することとし、防火上必要な建築物の構造の制限を強化し、用途地域内の建築物の用途の制限、敷地面積による建築面積の制限、建築物及びその敷地と道路との関係についての制限等都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限を合理化し、違反建築物に対する違反是正のための措置を強化し、その他工作物に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○徳安政府委員 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的として昭和二十五年に制定され、今日に至っておりますが、この間社会情勢の変化、諸技術の進歩等に伴い、種々実情に沿わない面も生じて参りましたので、今回同法施行の実績に徴して慎重なる検討を加え、所要の改正をはかろうとするものであります。今回の改正は、相当広範な範囲にわたっておりありますが、そのおもなる点は次の通りであります。

第一に、防火に関する規定を強化整備したこととあります。まず、建築物の防火性能上の種別といたしましては、従来主要構造部が耐火構造の建築物と木造の防火構造の建築物との二種類でありましたが、最近の建築材料等の

の進歩に伴い、この中間の防火性能を有するものとして、新たに簡易耐火建築物を設けることが適当と考えられますので、これらに関する規定を整備し、これにより特殊建築物及び防火地域等における建築物の防火に関する構造制限を強化整備することといたしました。

次に、最近増加の傾向にあります地下建築物、無窓工場等につきましても、消火、避難等の点から放置し得ない状態にありますので、避難施設、消火施設、無窓の居室の構造等について所要の規制を行い、あわせて、映画館等の特殊建築物、地下建築物等の室内の仕上げを防火上支障がないようにしなければならぬことといたしました。

第二に、都市における建築物に関する制限を整備したこととあります。まず建築物の敷地が狭小な場合には、道路の幅員は、従来は四メートルを原則とし、一部既存の道路について緩和しておりましたが、実情として厳格に過ぎる場合もありますので、土地の状況によっては、これを緩和することとができる道を開きました。次に、住居地域、工業地域等の用途地域内の建築制限につきましても、産業の発達と除害要とする業態の建築物を追加することと、公害の少くなった建築物について制限をはずすことといたしました。

なお、特別用途地域制をさらに活用し得るようするため、必要と認める場合には、用途地域の制限を一部緩和することができるとも、用途地域等の目的を全うするため、用途の制限のほか建築設備等の規制をも行うことができることといたしました。さらに、敷地面積による建築面積

の制限については、過小宅地が多い市街地等については、厳に過ぎると認められる場合もありますので、土地の状況により、やむを得ない場合には、その一部を緩和する区域を指定できる制度を設けるとともに、建築物の高さについても、周囲の状況等により、緩和することができるともいたしました。

第三は、違反是正の措置を強化したこととあります。すなわち、違反することが明らかな工事中の建築物について、緊急の必要がある場合には、聴聞等の手続を経ないで直ちに工事の施工の停止を命じ得ることとする等、違反是正の措置を強化することといたしました。

最後に、手続等に関する規定を整備したこととあります。まず従来の災害発生の実情にかんがみ、映画館等の特殊建築物の所有者は、その維持保全の状況を、定期に特定行政庁に報告すべきものとするとともに、昇降機等の建築設備については、その安全性を確保するため、定期に維持保全の状況につき、検査する制度を設けました。

次に、昇降機等の建築設備及び飛行塔その他の工作物の設置についても、確認申請等の手続及び構造耐力等の規定を準用することとし、さらに、確認申請手数料を物価の変動に伴い、ある程度引き上げることといたしました。

以上述べましたように、今回の改正は、法施行の実績にかんがみ、強化すべきところは強化し、厳に過ぎると認められる面はこれを緩和し、制度全体の合理化をはかったものでありまして、これにより今後とも法の一そのの適切な運営を期して参りたいと考えております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○堀川委員長 続いて補足説明を聴取いたします。住宅局長。

○磯田政府委員 たいい議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案について逐条的に御説明申し上げます。

なお、今回の改正は、この法律の全般にわたります関係上、単なる字句の修正とか、表現の不明確であった条文を明確にいたしました点もかなりございますが、これにつきましては、説明を省略させていただきます。

目次の改正につきましては、法律全体を見やすくするために、その立て方を一部改めたものであります。

第二条、これは用語の定義に関する規定でございますが、この改正につきましては、防火規定を整備するため、耐火建築物及び簡易耐火建築物の定義を追加したものであります。このうち簡易耐火建築物は、耐火構造と防火構造との中間的な防火性能を有する構造として、新たに追加した構造であります。これは、外壁が耐火構造で屋根を不燃材料でふいたものと、鉄骨造のように主要構造部を不燃材料で作ったものとに大別されます。

第三条、これは適用の除外に関する規定でございますが、この改正につきましては、災害等で滅失しました国宝、重要文化財等を再建いたします場合にも、本法の適用を除外できるように改めたものであります。なお既存の建築物に対する緩和規定につきましては、従来、明確を欠く点もございまして、

たので、これを整備したものであります。

第六条、これは、確認及び申請に関する規定でございますが、この改正につきましては、手数料の額が、昭和二十五年に本法が施行された当時のまま据え置かれておりましたので、実情に沿うよりその限度を増額したものであります。

第九条、これは違反建築物に対する措置の規定でございますが、この改正につきましては、明らかに違反する工事中の建築物について、緊急の必要がある場合は、聴聞等の手続を経ずに、直ちに、工事の施工の停止命令を出すことができるように改め、また違反した者を通知することができ、違反を放置しておくことが公益上支障がある場合には、一定の手続を経て公示した後、行政庁のみからその措置を行うことができるように改めたものであります。

第九条から第十一条までの是正措置の改正につきましては、建築物の敷地に関しても必要な措置がとれるよう改め、字句を修正したものであります。

第十二条、これは報告、検査等に関する規定でございますが、この改正につきましては、病院、学校、映画館等、第六条第一項第一号に掲げる特殊建築物で、特定行政庁が指定するものの所有者または管理者に対しまして、定期に、その状況に関する報告を特定行政庁に提出するよう義務づけ、技術的に必要な事項に關しては、建築士の調査報告を添えさせることとしたものであります。さらに昇降機等の建築設備で特定行政庁の指定するものにつきましても、定期に、建築主事の検査を受けるより新たな規定を加えたものであります。

第十五条、届出に関する規定でございますが、この改正につきましては、着工届は、工事施行者が義務者となっており、建築主に変更することとし、確定申請と同時に着工届が済ませるよう手続を簡略化し、除却届に對し、事後通知を事前通知に改めることとしたものであります。

第十八条、これは国等の建築物に対する手続の特例の規定でございますが、この改正につきましては、第九条の改正等にあわせて字句の修正をしたものであります。

第十九条、敷地に関する規定でございますが、この改正につきましては、第四項におきまして、がけ地等に對する安全上の措置の規定を明確にしたものであります。

第二十二條、これは屋根の防火措置を要する区域についての規定でございますが、この改正につきましては、区域指定に際して、関係市町村の同意を要することとなっており、これを、都市計画区域内では、都市計画審議会の意見を聞くことに改めたものであります。

第二十四條第二項、これは木造の特殊建築物の内装制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、第三十五條の二で、内装制限について一括規定することとしたもので、本項を削除したものであります。

第二十七條、これは特殊建築物の構造制限に関する規定でございますが、この改正につきましては、耐火構造としなければならないものの一部を簡易耐火建築物でもよいことにし、木造で建築できたものの一部を簡易耐火建築物としなければならないこととして、防火制限を整備したものであります。具体的内装制限につきましては、表を作った見やすいように改め、別表第一としたものであります。

現行法と変わった点を大略御説明いたしますと、用途として追加しましたものは、別表第一(一)項のホテル、旅館、養老院と(二)項の体育館であります。頻発する災害に対処するため、これらの構造制限を強化したものであります。百貨店、マーケット、遊技場の類につきましては、従来三階部分が二百平方メートルをこえるものは、耐火構造としなければならないことになっておりますが、これを強化しまして、三階以上の階をこれらの用途に供するもの及び延べ面積が三千平方メートル以上のものは、耐火建築物としなければならないこととし、さらに二階部分が五百平方メートル以上のものは、簡易耐火建築物としなければならないこととしたものであります。病院、共同住宅の類につきましては、現行法で二階部分が四百平方メートルをこえるものは、耐火構造としなければならないこととなっており、二階部分が三百平方メートル以上のものは、耐火建築物または簡易耐火建築物としなければならないこととしたものであります。学校または体育館では二千平方メートル以上、倉庫では千五百平方メートル以上のものについて、簡易耐火建築物としなければならないこととしたものであります。自動車車庫につきましては、従来三百平方メートルをこえるものにつき、耐火構造としなければならないこととなっており、今回、百

五十平方メートル以上のものを、簡易耐火建築物としなければならないこととして、強化整備をはかったものであります。

第二十八條、これは採光、換気に関する規定でございますが、この改正につきましましては、ただし書きに、最近増加の傾向にある無窓工場等を加えて、取扱いは明確にしたものであります。

第三十條、これは地階における住居の居室の禁止に関する規定でございますが、この改正につきましては、学校の教室、病院の病室または寄宿舎の寢室を加えたものであります。

第三十三條、これは避雷針の設置に関する規定でございますが、この改正につきましましては、周囲の状況により、安全上支障のない場合の除外規定を加えたものであります。

第三十五條、これは特殊建築物等の避難及び消化に関する技術的基準に関する規定でございます。この改正につきましましては、頻発する災害に対処するため、三階以上の建築物及び第二十八條第一項ただし書きに規定する居室を有する建築物、すなわち、無窓の建築物、地下建築物についても、避難施設、消火施設等を整備すべきものとしたものであります。

第三十五條の二、これは特殊建築物の内装に関する規定でございますが、これにつきましては、最近の火災の例にかんがみまして、現行の第二十四條第二項に規定する木造の特殊建築物に限らず、耐火建築物、簡易耐火建築物で特殊用途に供するもの及び第二十八條第一項ただし書きに規定する居室についても内装制限を強化したものであります。なお必要な技術的基準は、政

令で定めることとしたものであります。

第三十五条の三、これは無窓の居室等の主要構造部についての規定でございますが、これにつきましては、第二十八條第一項ただし書きに規定する居室、すなわち無窓建築物、地下建築物等の居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、または不燃材料で作ることとして、災害の場合の危害防止に備えようとするものであります。

第三十六条の改正につきましては、給水、排水のための配管設備の工法をその設置及び構造に改める等の改正をしたものであります。

第四十二条、これは道路の定義についての規定でございますが、この改正につきましては、従来は、幅員四メートル以上のものを道路として取り扱っており、さらに緩和措置として、現に、建築物が立ち並んでいる道で幅員が四メートル未満のものうち、一・八メートル以上のものは、その道の中心線から二メートル後退した線を道路の境界線とみなして、道路として取り扱ったのであります。最近、町村合併により都市計画区域が広範囲にわたって広がりました関係上、一・八メートル未満の道がかなりの数に上りますので、第二項を改めまして、これらの道も特定行政庁の指定によって道路と認める道を開いたものであります。道路の幅員に關しましては、片側ががけ地、川等に沿っており、また場合とか、その他土地の状況によりやむを得ない場合には四メートルの幅員を確保することが無理な点がございまして、第三項におきまして、これらの場合には、特定行政庁の指定による

り、幅員を二・七メートルまで緩和できよう改めたものであります。ただしこれらの緩和措置につきましては、乱に流れないよう、第四項において、建築審査会の同意を要することとしたものであります。

第四十三条、これは敷地と道路との関係の規定でございますが、この改正につきましては、自動車専用道路は一般の歩行を禁止してありまして、ふだんの使用上から見ても、災害時の避難道路としても適用でないもので、これを道路とみなさないこととしたものであります。同条第二項につきましては、映画館等の特殊建築物及び自動車庫の敷地と道路との関係について、必要な事項を地方条例で定めることを規定したものであります。自動車修理工場は自動車庫車庫と同様の条件にありまして、これを追加したものであります。

第四十七条これは壁面線による建築制限の規定でございますが、この改正につきましては従来、建築物の壁またはこれにかわる柱は、壁面線から突き出してはならないこととなっており、したが、今回、構造上必要な歩廊の柱などは、壁面線を越えて建築ができるよう改めたものであります。

第四十九条これは用途地域内の建築制限に關する規定でございますが、この改正につきましては、産業の発達のため、新たな業態を加える必要が生じた反面、除害装置等の進止により制限緩和の必要もありますので、これを整理いたしましたものであります。すなわち新たに追加したものの大略としては、住居地域におきましては、魚肉の練製品の製造、金属のつち打ち

加工、プレスまたは切断、印刷用平板の研磨、糖衣機を使用する菓子の製造、セメント製品の製造、燃焼、金網の製造、製粉等であります。商業地域におきましては、魚粉の製造、レディ・ミクスド・コンクリートの製造、金属の溶射、砂吹き、鉄板の波付加工、ドラムカンの洗浄または再生、パルプの製造等であります。

準工業地域におきましては、木材を原料とする活性炭の製造、動力つちを使用する金属の鍛造、動物の排泄物を原料とする医薬品の製造等であり、また、次に緩和したものとしましては、商業地域におきまして、塗料の吹きつけの馬力数をゆるめましたのと、準工業地域におきまして、化粧品品の製造、石けんの製造、手すり紙の製造、少量の金属の溶融、出力の合計が四キロボット以下の金属の圧延等であり、なお、これらは、準工業地域において緩和しましたものを、商業地域で禁止するようにしたものであります。さらに、従来危険物の貯蔵、処理につきましては、工業地域以外の用途地域では一律に禁止されていましたが、準工業地域等では多少数に過ぎる面も見られますので、危険物の質、量等により、地域別に差をつけて制限をするようにしたものであります。

第五十一条、これは既存建築物に対する緩和の規定でございますが、この改正につきましては、現行の内容は第八十六条の二で一括規定することとしたので、現行の第五十四条に相当する内容をここに規定したものであります。

第五十二条、これは特別用途地域の規定でございますが、この改正につきましては、地方的な特殊産業等に対して、特別用途地区制をさらに活用できるように、第四項におきまして、建設大臣の承認を得て、条例で、用途地域、専用地区の基本的制限の一部を緩和できるように改めたものであります。

第五十三条につきましては、現行の第五十三条に相当する内容は、次の条に送りまして、本条では、現行の地域制が建築物の用途のみを制限してありますが、建築物の構造、建築設備についても、これを規制することにより、用途地域の特定の目的を達成できるよう条例を制定する根拠条文を規定したものであります。

第五十四条、これは卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に關する規定でございますが、この改正につきましては、都市計画の施設として決定しているものを除きまして、現行法では、公開による聴聞を行い、建築審査会の同意を得て、特定行政庁が許可することになっていましたが、この許可は、広域的な都市計画として検討するのが適当でありますので、都市計審議会の議を経ることに改めたものであります。また政令で定める軽微なもの新築、増築については、許可を要しないものとしております。

第五十五条、これは敷地面積に対する建築面積の割合に關する規定でございますが、この改正につきましては、第一項に第三号を追加して、公園、道路、川等のうちに建つものについては、この制限をはずすこととし、第二項において、現行の敷地面積から三十平方メートルを差し引く制限は、実情に沿わない面もありますので、過小宅地が多い等、土地条件によりやむを得ない場合は、特定行政庁が建設大

臣の承認を得て、第二十二條第一項の市街地について指定する区域につきましては、敷地面積の六割まで建築できるように改めたものであります。

第五十六条、これは空地地区の規定でございますが、この改正につきましては、第四項において隣地に公園等がある場合、その他政令で定める場合には、建築物の外壁等と隣地境界線との保有距離の制限をはずしたものであります。

第五十七条、これは高さの限度についての規定でございますが、この改正につきましては、現行法のただし書きと同等程度の効果を有し、都市計画上支障のないものについても、例外規定を適用できるように改めたものであります。

第五十八条、これは道路の幅員と建築物の高さの關係の規定でございますが、この改正につきましては、第五十七條第一項各号の一に該当する場合には、建築審査会の同意を得て特定行政庁の許可によりこの制限を緩和できると改めたものであります。この場合第五十七條に規定する高さを越えるものについては、第五十七條ただし書きの許可と同一の観点から審査することになりますので、どちらか一方の許可でよいことに調整したものであります。

第五十九条の二、これは高架の工作物内に設ける建築物等の高さの制限の緩和に關する規定でございますが、これにつきましては、事柄の性質上、一般の建築物と同一に規制するのは不合理と思われるので、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについ

ては、第五十七条及び第五十八条の規定を適用しないこととしたものであります。

第六十一条、これは防火地域内の建築物の規定でございますが、この改正につきましては、耐火建築物または簡易耐火建築物を定義づけたことにより、字句を修正するとともに、階数が三以上のものは耐火建築物としなければならぬこととしたものであります。

第六十一条の二、これは防火地域内における既存の建築物に対する制限の緩和の規定でございますが、この改正につきましては、これを第八十六条の二で一括規定することとしたものであります。

第六十二条、これは準防火地域内の建築物の規定でございますが、この改正につきましては、現行法で階数が三以上であるか、または延べ面積が五百平方メートルをこえる建築物は耐火構造とすることになっておりますが、これを簡易耐火建築物でもよいことにし、四階以上または延べ面積が千五百平方メートルをこえる建築物は、耐火建築物としなければならぬことに改めまして、都市のすみやかな不燃化をはかったものであります。

第六十四条、これは開口部の防火戸の規定でございますが、この改正につきましては、耐火建築物及び簡易耐火建築物の定義を設けたことにより、字句の修正をしたものであります。

第七十九条、これは建築審査会の組織の規定でございますが、この改正につきましては、第三項で市町村の委員と都道府県の委員との兼任を禁じておりましたが、実情にかんがみましてこれを除くことにしたものであります。

第八十条、これは委員の任期の規定でございますが、この改正につきましては、現行法では委員の任期が満了した場合、議会等の関係で後任の委員の任命がおくれ、法運営上支障を生ずることがありましたので、第三項におきまして、任期の満了した委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこととしたものであります。

第八十条の二及び第八十条の三につきましては、従来建築審査会の委員の欠格事項や解任事由に関する規定が全く欠けておりましたので、この際他の審議会等の委員並みに整備したものであります。

第八十五条、これは仮設建築物に対する制限の緩和の規定でございますが、この改正につきましては、仮設建築物について適用を除外する条項及び期間を整理したものであります。

第八十六条、これは総合的設計による一団地の建築物の取扱いの規定でございますが、この改正につきましては、耐火建築物または簡易耐火建築物を相当敷計画配置して建築する場合に、木造密集市街地の火災と状況が異なり、特に外壁の開口部の防火戸を設ける必要がないと思われまので、特

定行政庁がその位置及び構造について防火上支障がないと認めるものについては、防火戸の設置を緩和できる規定を設けたものであります。

第八十六条の二、これは既存の建築物に対する制限の緩和の規定でございますが、これにつきましては、法適用前から存する建築物については、第三

条第二項により、増、改築等をする場合を除いて、本法を適用しないこととされておりますが、増、改築等をいたし

ます場合には、本法の規定が全面的に適用されることとなりまして、構造全体に影響を及ぼすような規定、すなわち、第二十六条(防火壁の設置)、第二十七條(特殊建築物の構造制限)、第四十九條、第五十条(用途地域等の建築制限)、第六十一条、第六十二条第一項(防火地域、準防火地域内の構造制限)につきましては、経済上無理と思われる場合も出て参りますので、政令で定める範囲内で適用を緩和しようとするものであります。なお、本条と同趣旨の第五十一条及び第六十一条の二の規定を本条に吸収したものであります。

第八十七条、これは用途の変更に対するこの法律の適用の規定でございますが、この改正につきましては、従来、明確を欠いた点もありましたので、これを全面的に改めて、その関係を明らかにしたものであります。

第八十七条の二、これは建築設備への準用についての規定でございますが、これにつきましては、昇降機その他の建築設備を設ける場合にも、これらの建築設備の重要性にかんがみ、建築主事の確認を要することとし、この場合、一つの建築設備について、千円以内の手数料を納めるべきものとしたものであります。

第八十八条、これは工作物への準用の規定でございますが、この改正につきましては、ウォータースキューツ、飛行格等の遊技施設につきましても、構造耐力の規定を準用することとしたものであります。

第九十条、これは建築工事現場の危害の防止の規定でございますが、この改正につきましては、危害防止措置に違反がある場合に、建築物に対する

と同様是正措置をとれるように明確にしたものであります。

第九十一条、これは建築物の敷地が区域、地域または地区の内外にわたる場合の措置の規定でございますが、この改正につきましては、建築物は、その敷地の過半が占める区域、地域または地区の制限の規定を受けることになつておりますが、高度地区に関しましては、指定された部分だけ高さに関する制限を課すれば目的を達成できるものでありますから、本条から除いたものであります。

第九十三条、これは許可又は確認に関する消防長の同意等の規定でございますが、この改正につきましては、今回の改正により、設備だけ設置する場合にも手続を要することとしたことに付随しまして、消防及び衛生方面との連絡を整備したものであります。

第九十四条、これは異議の申立についての規定でございますが、この改正につきましては、第三項において建築審査会の裁定期間を、公聴会の事務処理等から見ても、従来の二十日から一月に延期したものであります。

第九十八条、これは罰則についての規定でございますが、この改正につきましては、第九条第一項の違反は正命令に従わない者に対して、現行法の罰金刑のほか、六月以下の懲役刑を課することができるよう改めたものであります。なお、第九条第十項に規定する緊急の場合の工事施工停止命令に違反するものに対しても同じ刑が課せられることとしたものであります。

第九十九条から第二百二条までの罰則関係は、実体規定の改正に伴って整備したものであります。

附則関係につきましては、施行期日を公布の日から起算して八カ月をこえない範囲で各規定につき政令で定めることとしたものであります。なお、住宅金融公庫法の簡易耐火構造に関する部分の改正は、貸付条件等の関係から、昭和三十五年四月一日から施行することとしたものであります。

関係法律の一部改正につきましては、防火規定の整備に伴いまして、防火地区内借地権処理法、住宅金融公庫法、官公庁施設の建設等に関する法律、耐火建築促進法の用語を整備いたしましたことと、手続関係で消防法、住宅金融公庫法、清掃法、日本住宅公団法を整備いたしましたものであります。

以上、本法案の概要を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○堀川委員長 次に、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「場合」の下に「(次号に規定する場合に該当する場合

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

合を除く。」を加え、同条第三号中「前払金保証事業」の下に「及び前各号に掲げる事業」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 土木建築に関する工事の請負を業とする者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に關する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者(以下「建設コンサルタント」という。)が銀行その他の政令で定める金融機関から外国において行うこれらの業務(公共工事に関するものを除く。)に関する資金の貸付又は債務の保証を受ける場合において、これらの者が当該金融機関に対して負担する債務を保証する事業

第十九条の二第一項中「前条第一号又は第二号」を「前条第一号から第三号まで」、「又は建設機械金融保証約款」を「建設機械金融保証約款又は海外建設事業金融保証約款」に改める。

第二十一条中「又は請負者」を「請負者又は受託者」に改める。

第二十五条第一項中「請負を業とする者は、請負を業とする者(建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。)」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

土木建築に関する工事の請負を業とする者又は建設コンサルタントの

外国における事業活動の促進を図るため、保証事業会社が当該事業活動に必要な資金の借受等に関する債務の保証事業を営むことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○徳安政府委員 たいだいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

東南アジア、中近東、中南米等の諸国における開発計画に対し、わが国が協力いたしますことは、国際経済協力ありは輸出振興の上からきわめて重要であります。昭和二十九年以来、これら諸国から建設事業に関する引き合い等が漸次増加して参りましたにもかかわらず、これらの引き合い等のうち実際に契約いたしましたものは僅少の数にとどまり、わが国業者の海外における活動状況は、必ずしも活発とは言えない現状にあります。

この原因をいたしましては、現地情報等の早期入手が困難であること、海外建設工事に関する知識経験に乏しいこと等が考えられますが、特に建設業者または建設工事の設計、監理等を行ういわゆる建設コンサルタントの担保能力の不足のため、事業活動に必要な資金の融通を受けることがきわめて困難であり、これがわが国業者の海外における事業活動のふるわない大きな原因となっております。

ところで、最近フィリピンにおけるマリキナ・ダムの建設計画が具体化されようとし、引き続き東南アジア、中近東等の諸国においても大規模な建

設工事についてわが国の協力が期待されております。

このような現状にかんがみ、わが国の海外建設協力を促進するため、建設業者または建設コンサルタントの海外における事業活動に必要な人札保証金、契約保証金、建設機械購入資金等の多額の事業資金の調達につきましまして、これらの者の担保能力を増強し、金融の円滑化をはかる必要性が痛感されるのであります。これに対処する措置をいたしましては、現在、公共工事の前払金保証事業に関する法律の規定に基き、保証事業会社が建設業に関する金融のための保証事業を営み、その実績を上げておりますので、今回同法の一部を改正して、保証事業会社が海外における建設事業に必要な資金の金融に関する保証事業を営むことができることとすることが適当であると考えた次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

前払金保証事業会社は、その本来の業務である前払金保証事業のほか、従来より公共工事に関する資金についての金融保証事業及び建設工事の用に供する重要な機械類の取得に関する資金についての金融保証事業を兼業として行なっておりますが、このたび新たに兼業の業務として、建設業者または建設コンサルタントが金融機関から国外における事業活動に必要な資金について融資を受け、あるいは信用状の開設等を得た場合に、それによつてこれらの業者が当該金融機関に対して負担する債務についても、その保証を

行うことができることとしたのであります。

なお、かかる海外建設事業に関する金融保証事業を行う場合におきましても、その事業の重要性にかんがみまして、他の保証事業と同様、建設大臣の承認を受けた約款により保証契約を締結させることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○堀川委員長 次に、土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。徳安政務次官。

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項及び第三十七条第三項中「三年」を「五年」に改める。
第五十三条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 保留地を定めようとする場合において、保留地の処分方法に関する事項

第五十五条第五項中「修正を加えた場合」の下に「(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)」を加える。

第五十六条第三項中、「減価補償金の交付及び保留地の処分方法」を「及び減価補償金の交付」に改める。

第五十八条第六項中「三年」を「五年」に改める。
第五十九条第二項に次のただし書を加える。

但し、選挙すべき委員の数が一人の場合においては、一人とする。

第六十五条第三項中「第九十三条第一項、第三項又は第四項」を「第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項」に改める。

第六十九条第五項中「修正を加えた場合」の下に「(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)」を加える。

第七十九条の見出しを「(土地の使用等)」に改める。

第八十条の見出しを削り、同条中「土地区画整理事業の施行に必要な範囲内において、これに立ち入つて土地区画整理事業の工事を行い、その他その土地区画整理事業の施行のためにこれを使用することができ」る。」を「土地区画整理事業の工事を行うことができる。」に改める。

第八十五条第三項中「当事者」を「当事者の双方又は一方」に改め、「運営」の下に「又は当該移転、変更若しくは消滅があつたことを証する書類を添えて」を加える。

第九十三条第五項中「第三項」を「第二項、第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項及び第四項を一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「前項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「借地権の目的となるべき宅地又はその部分を」「借地権の目的とな

1

行期日

第三十六条第八項中「修正を加えたとき」の下に「政令で定める軽微な修正を加えたときを除く。」を加える。

第四十二条中「第百十條第一項から第四項まで」を「第百十條第一項から第六項まで及び第八項」に改め、「第百十一條から第百十七條まで」の下に「第百十九條の二」を加える。

理由

市街地における土地の利用の高度化を促進するため、都市計画上特に必要がある土地について宅地の立体化を行うことができるものとするとともに、土地区画整理事業の適正かつ円滑な施行を図るため、事業計画の決定及び変更、権利の申告等に関する手続を整備し、並びに仮換地指定後における公共施設予定地に関する施行者の管理権を明確にし、及び特定の土地区画整理事業に要する費用について公共施設管理者に対し負担を求めることができることを明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○徳安府委員 たいだいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、健全な市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の基本法であります土地区画整理法が昭和三十一年に施行されて以来すでに四年を経過し、その間土地区画整理事業を全国的に実施して都市における公共施設を整備改善し、宅地の利用を増進して参つたのでありますが、その運用

の実績にかんがみまして、今回同法に所要の改正をはかりとするものであります。

以下今回の改正の要旨を申し上げます。

まず第一に、宅地の立体化に関する規定を整備したこととあります。最近における都市の人口増大と産業施設集積の傾向は特に著しく、市街地における土地利用の高度化を促進しなければわが国の都市問題は解決できない現状であります。土地区画整理法は、その解決の手法として、宅地の立体化の制度を設けておりますが、現行法は、このようにないいわゆる立体換地ができるのは、面積の小さな宅地を整理する場合と、すべての権利者の同意がある場合に限っておりますので、今回、立体換地のできる場合を広げ、市街地における土地の合理的利用と災害防止のため特に必要がある場合においては、防火地域内であつて、高度地区内の宅地について権利者の代表機関であります土地区画整理審議会の同意を得た上で宅地の立体化ができるようにし、市街地の高度化の促進に寄与せしめようとするものであります。

次に公共施設管理者の負担金に関する規定を設けたこととあります。

最近、道路、河川等の大規模な公共施設の用地の確保が困難となつてきておりますが、土地区画整理事業によつてこれらの用地を造成するようにいたしますと、これがきつめて円滑に進捗するのみならず、付近の土地の利用の増進に貢献するところが多いので、これらの用地を確保するため、土地区画整理事業を施行するという事例が全国的に多くなつております。

かかる場合において、従来からも本来の公共施設の管理者から土地区画整理事業の施行者にその用地費相当分を支出していただくのでありますが、この関係を明確にするために、今回この重要な公共施設の用地を造成することを主たる目的とする土地区画整理事業につきましては、施行者は本来の公共施設の管理者にその用地の取得費に相当する金額の範囲内の事業費を負担させることができるようにしようとするものであります。

第三は、土地区画整理審議会の委員等の任期を延長することとあります。現行法では、土地区画整理審議会の委員並びに土地区画整理組合の役員及び総代の任期は、三年をこえない範囲内で施行規程または定款で定めることになっておりますが、土地区画整理事業の実態は、その期間が相当長期にわたるものであり、また事業の内容及び手続が非常に複雑である等の点にかんがみまして、今回任期の最高年限を五年に改めまして事業の円滑な施行をはかりようとするものであります。

以上が改正のおもな点であります。が、このほか土地区画整理事業の適正かつ円滑な施行をはかるため、事業計画の決定及び変更、権利の申告、保留地の処分方法並びに土地区画整理事業と農地等の関係の調整に関する手続を整備するほか、予備委員の数の特例、公共施設の用に供されている宅地に関する特例及び清算金の延滞金徴収の規定を設けるとともに、仮換地指定後における公共施設予定地等に関する管理責任を明確にしようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○堀山委員長 次に、首都高速道路公団法案を議題といたしまして審査を進めます。昨日に引き続き質疑を行います。中島委員。

○中島(慶)委員 だいぶ質問者があるやうであります。政府で説明されました道路整備五カ年計画、すなわちあと四カ年間にあつては多分五百九十二億という予算になつておりましたが、さういふ予算とすると、事業量は首都高速道路公団参考資料によりますと、八路線と二支線、計十路線になつておりました。七万一千三百メートルというところになつておりましたが、この事業を全部完了できるのか、もし完了できないとすれば、どの程度できるのか、この点についてお尋ねいたします。

○美馬府委員 首都高速道路公団の全体計画では、八路線につきましての事業費といたしまして、高速道路関係が八百五十二億、関連道路関係が六十億、合計九百一十二億、これが事業費として予定されておりますが、ただいまの私どもの予定では、この八路線は昭和四十年前後におきまして、いろいろの資料から申しまして、都内の交通が主要な地点において満度に達するといふ計算のもとに、これを目標にして八路線を完成していきたいというめどは持っておりますが、具体的な問題といたしましては、そのうち今般いいろいろ問題になつております道路整備五カ年計画

に入る具体的な数字といたしましては、その参考資料にもありますように、事業費といたしましては、五路線について五百四十三億九千万というのが事業費になつておりました。公団の収支といたしましては、このほかに建設利息等が入つて参りますから、多少これよりはふくらみますが、事業計画はさういふふうにして、五年間で五路線、あとはみ出す分につきましては、また今後の問題であります。で、さういふふうな機会にやうていきたい、こゝろいふに考えております。

○中島(慶)委員 五路線というのと、どの線とどの線か、ごく大ざっぱでいいのですが、御説明願ひたい。

○美馬府委員 五路線は、一号线、二号线、三号线、四号线、八号线、こゝろいふことになつておりました。一号线は、羽田を起点といたしまして、兜町を経由して仲御徒町に至る線でございます。それから二号线は、西戸越一丁目から出発いたしまして、一ノ橋を経由いたしまして麻布谷町、芝浦海岸に至る区間でございまして、三号线につきましては、麻布谷町から俣町一三宅坂、ここに至る線でございます。四号线につきましては、幡ヶ谷から常盤橋を経まして兜町、あるいは有楽橋、これに至る区間でございます。八号线につきましては、汐留から銀座一丁目、この区間になつております。

○中島(慶)委員 それから僕らの非常に疑問に思ふのは、現在もさうなんです、都市交通が非常に幅狭れてきて、こゝろいふ事業をやられるわけなんです、結局高速道路の性格から言ひまして、こゝろいふように、人口が非常に稠密になつてきてからこゝろいふ事業を

やることは、金が非常にかかるわけなんです。それで、首都だけにしなさい、いわゆる首都圏と申しますか、近郊まで、さらに現在の人口があまり稠密にならないうちに延ばすべきが当りまえだと思ふ。つまり現在計画したところより乗り入れというか、もっと道路を延長することによって、機動性の発揮もできる。また将来人口が稠密になつてからでは工事がむずかしいなり、用地の買収がむずかしいなり、多額の費用が要することは明らかなんです。こういふように、わが首都圏内だけ高速道路でやるというようにお考えになつたのはどういふわけか、その点についてお伺いしたい。

○徳安政府委員 ただいま計画いたしましたのは、都心部に乗り入れの事を考慮してやつてゐるわけでありまして、差し迫つて一番混雑しておりますところをとりあへず手をつけまして、次いで、今お話しの方になるべく早い機会に、人口が稠密になつて手をつけるのに困難だといふことのない時期に、お説の点をよく考えまして延長する考えでございます。

○中島(農)委員 たゞえば、現在道路公団が京葉道なんかをやつてゐるのですが、結局私の考えとすれば、この公団を設立されるとすれば、いわゆる首都圏を作るには、この公団でやることとが適当じゃないか、たとへば現在の公団がやつてゐる首都内の事業も受け継ぐのであるから、首都圏全体の事業を受け継いで、あとで乗り入れる道路も、この際わずかな金でできるのだから、すべきじゃないか、こういふように考へるわけ、首都だけに限つてしまつて、首都圏全体の計画を国で策定

してゐる今日において、首都内だけの事業計画を立てるといふことは、国の大きな方針とも食い違ひを生じてくる、それから第二点としては、ただいま申し上げましたような首都へ乗り入れの、首都圏周辺がますますこれから人口が稠密してくるような関係で工事も困難になる。従つて、少くとも首都圏くらいは一括して、公団で現在の道路公団の事業を引き継いでやるべきだ、こういふように考へるのですが、首都だけを区切つてこの公団を設立したその趣旨を承わりたいと思ふわけであり

○美馬政府委員 この公団は、設立のいろいろないきさつもありません、法案の方にも第一の目的のところに、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域、こゝにいうふうに限定しております。理想から申しますと、もちろん首都圏全般を区域としたしまして、そういう大構想も必要とは存じますが、しかしながら、とりあへず今非常に問題になつてゐるところは、この副都心、いわゆる新宿、渋谷、五反田等から東京都心部に乗り入れてくるところが、非常に混雑をしておるのであります、これを解決することが非常に問題になつておる点でございます。もちろん道路公団がやっております、たとえば京葉道路等との関係は、この計画におきまして、七号路線によりまして連接するようにはなつております。ただこの公団の事業をどこまで広げていくかといふことにつきましては、いろいろ問題もあると思ひますが、私どもただいまの気持では、主として首都圏の関係から申しますと、既成市街地というふうな関係でやつております地区を

対象として、とりあへずはやつていった方がいいのではないかと。将来の問題といたしましては、もちろん首都圏全般の問題も考えなければならぬ問題ではあると思ひますが、ただいまは、既成市街地を中心として、その辺を区域に考へております、ただ現実には、道路公団なり、そういうところで京葉国道等もやつておられますから、こゝいうところは有機的に連接をいたしましたように、一環として機能がスムーズになるようにいたしたい、こゝにいうふうに考へております。

○中島(農)委員 どうもその辺が、大へん役所のいろいろな関係もあるだろうけれども、われわれにはつきりしないのです。いやしくもこれだけの大きな公団を設立して、そして都市の交通緩和をはからんといふ目的、それから国といたしましては、首都圏整備委員会ができて、首都圏といふ大きなワクでもつて今後いろいろな施策をしていく、こゝにいう場合に、その都内の交通緩和といふよりなことでなしに、都内の交通緩和ももちろんでありますけれども、やはり首都圏くらいはこの公団でやることにして、そして現在の道路公団でやつておる事業を引き継いでやるべきが当然じゃないか。つまり、これは高速道路なんて名前をつけられてありますけれども、昨日も私討論で申し上げましたけれども、七万一千三百メートル、つまり幹線八路線に支線二路線、その十路線で七万一千メートルばかりのものです。一路線の平均にすれば七千メートルくらいのもので、あなたの方で、時速六十キロといふ数字がここに出ておるのですが、それでいけば、平均一路線は、始点から終点

まで十一分まで走つて、それでおしまひになつてしまふ。こんなのは高速道路と言へぬです。十一分走つてすぐ外に出れば、行き詰まつてしまふ。それで、自動車が出ていくのに十分かかる、自動車のこれは全くの都市内の代替線としては思へぬと思ふ。少くとも首都圏くらいはこの公団の手でつてやう。そして現在、まだこの中心地は、ずれるものは、人家はあるにしても、取り除いたりするのは簡単だから、そういう構想のもとに出発する、いやしくも公団を設立するんだから、出発すべきものじゃないか、こゝにいうように考へるわけなんです。これは、次官もお見えだし、一つ大臣と御協議願つて、少くとも首都圏くらいは、やはりこの公団の手でやるべきものだ。これは、もうだれが考へてもそうと思ひます。

それから次にお伺いいたしますのは、実は私、昨日東京都の方からも来てもらひ、それから首都圏整備委員会にも来てもらひましたので、この点、こまかくお聞きしたいと思つたのです。つまり現在の都市計画の街路事業、これと道路事業とどうなつておるかという関係を見ないと、ただいま申し上げたような審議が進められぬのじゃないか、こゝにいうように考へておるわけですか。それで、私の考へとしては、首都圏整備委員会の西畑君の方へも、資料その他の提出をきのう頼んでおきましたし、その資料によつて首都圏の方からも説明願ひ、それから東京都からも、そういう資料によつて説明願つて、街路事業と、それから今度の高速道路の関係がどうなつておるか。さらに、街路事業そのものも今中途半端に

なつて、ヘビが卵をのんだような格好でやつてゐるわけなんです、これらが整備できると思へば、この中の一本や二本は、あるいははずされるようなことにもなるかもしれぬし、さういふようなことも検討したい、こゝに考へておつたのです、自民党の方からこの法案の成立を非常に急がれて、さういふような時間もないわけですが、それで、概要でもつてこゝにありますが、御説明できたら御説明願ひたいし、御説明願ひたいし、あと図面が何か、資料の御提出を早急にお願ひしたい、こゝにいうふうに考へるわけですが。

○徳安政府委員 ただいま中島委員の御説のように、なるべく首都圏内は一元化して、こゝにいう首都公団ができた以上はそれにやらせるべきじゃないかといふ御意見に對しましては、私も同感であります。従つて、道路公団でやることになつておりました一号线、二号线は、今度できまふ首都公団の方に引き継ぐわけでありまして、ただいまお話しした京葉道路につきましては、すでに工事が九分通り進捗いたしましたので、来年度には全部開通するといふような段階にまでなつておりますために、一応それは、従来の関係もございまして、道路公団にやらせるといふ方針にしておるわけでございます。しかし将来におきましては、なるべく首都圏内におけるこゝにいたしたものにつきましても、一元的に運営されるような行き方が望ましいと思ひますから、これは十分大臣とも相談いたしまして、善処するようにはいたします。

なお、街路事業と本公団との関係につきましても、大体概略は事務当局で

十四年二月というのが、皆さん、どんなにもきておると思いますが、この中

の百十二ページをあげてみて下さい。この百十二ページには、各国首都高速道路網計画図というのがあるでしょう。それからバリ、ワシントン、ベルリン、ロンドンとあるでしょう、まんに東京というのが、円の中に日の丸の旗みたいになんこあって、ロンドン、ワシントンなんかの高速道路はこうでしょう。これはだれが見たって、ここで新しく公園を設立するというのに、首都圏くらいの計画は、公園がやるのは当たり前ではないですか。この図面を見たってわかる。役所のなわ張りだけで勝手ばらばらに政策を立ててては、大へん困るのではないか。これは、もう一度案を練り直していただく方がいい、こういうふうに希望しておくわけですか。これに対する答弁は要りません。まだだいいあとに質問者があるそうでありまして私はこれでやめます。

○堀川委員長 次に、山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私私私見としては、首都圏を対象とした高速道路公団の方が現実に近い、その目的にも合うと思うのですが、今の関係からいくと、法案に沿って、首都圏整備計画との首都高速道路公団との関係についてまずお聞きしたいと思いますが、將來、今次官も言われましたように、首都圏に事業計画を新しく追加をしてこれを実施する場合、東京都内の事業計画というのは、さらに第二、第三の事業計画を追加して、そして首都圏に及ぼした新しい高速道路建設計画が立てられたときに、この公団で行うことができるように法律ができておりますか、できていないですか。

○美馬政府委員 首都圏と申しまして、首都圏の一番広い範囲は、相当各府県を含み込んだ遠方を含めております。この法律でそこに該当いたしますのは、第一条の「首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域」ということになっております。ですから、この周辺の地域をどういうふうに解釈するかという問題であると思いますが、私も立法の考へ方といたしましては、先ほどからも問題になっておりますように、この周辺とは、おおむね既成市街地——首都圏で申しますと、人口が稠密いたしてあります既成市街地、それを考えの中に置いて立案いたしておるのであります。遠き将来の問題は別といたしまして、目下のところは、そういう程度を頭の中に置いてこの周辺という字句を使っております。

○山中(三)委員 そうしますと、この公団では首都圏の高速道路計画を立てられないのであって、首都圏全体の高速道路計画を立ててそれを実施する段になると、別な公団を作らなければならぬのですか。

○徳安政府委員 ただいま計画局長が説明いたしましたように、この法律では、首都圏整備法にいう既成市街地を大体考えてこの法律を作っておるわけでございますが、もし将来をうけたまわらうとすれば、この第一の文句を変更することにおいて可能ではないかと考えておりますが、ただいまの段階では、大体において首都圏整備法にいう既成市街地というものを目標に置いてやっておりますから、東京都の区に存する区域及びその周辺という意味で、大体一応目的は達せられる

○徳安政府委員 第一條は、この公団の本質的な性格を現わしておるのでありますから、これを修正することは、この公団を解散して新しい公団による公団法の一部改正によって首都圏全体の高速道路計画を推進することはできないのじゃないかと思ふ。立法の趣旨は、やはり東京都の高速道路を建設、管理することを目的としてできたのであって、今局長が言われたように、その周辺の市街地に限っておるのですから、東京都の高速道路に関連して必要な部分をやるというだけの意味であつて、次官のおっしゃる通りに、現在首都圏整備計画の構想として高速道路計画を実施する実施団体としての公団を作る場合には、私は別な公団を作らなければならぬんじゃないかと思ふ。そしてこの法律そのものがそういうふうになつておるのだと思ふのですが、いかがでありますか。

○美馬政府委員 この公団は、首都高速道路公団でありまして、首都圏という言葉は使っておりません。ですから、そういう意味で、設立のいきさつなり——これは抽象論でなく具体論で申しますと、たとえば出資の問題が条件になつておりますが、具体的にこの問題について出資の話があるのは、現在東京都だけの問題でありまして、将来神奈川県なり、あるいはその他の県でこれは起り得るかも知れません

が、現実の問題としては、まだそこまでは具体的に話がついておりません。それで、できたいきさつから申しまして、首都圏の第一次の高速道路の勧告が八路線についてなされておりました、これを受けてこの法律が出ておるわけでありまして、従つて、首都圏の高速道路ではなくして首都の高速道路です。ですから、申し上げましたように、既成市街地を中心として、それ以上にも延びることはありますが、目下のところは、そういうふうな第一段階の構想でやっております。将来の問題につきましては、必要性が生じた場合に、あるいはただいま政務次官が答弁いたしましたように、この法律を適宜に改正してでもその関係はできるものであります。具体的に申すならば、今後そういう事態が起りますと、これは路線の基本計画の問題とか、それから地方公共団体が出資する問題とか、そういう具体的な問題が出てこないとなかなかびつたり参りませんから、そういう問題が出て参つたときに、この目的でいかどうか、あるいは改正の問題が起るかどうかということを検討したいと思ひます。

○山中(三)委員 私の問の回答になつていないのです。この首都高速道路公団によつて行える事業というものは、東京都の高速道路事業である、首都圏全体の高速道路事業を引き受けてやる公団ならば、新しく公団を作らなければならぬのじゃないか。そういうことなんで、これは、現在できてい

る首都高速道路公団の構想というものは、たとえば必要に応じては大阪市高速道路公団法というものを作る、あるいは横浜に必要な横浜市の高速道路公団法を作る、これをすなおに見ますと、その同じ構想の一種であると思ふ。そういう場合でも、たとえば大阪市の高速道路公団法をお作りになる場合に、大阪市の区に存する区域及びその周辺の地域と書かなければならぬわけですね。周辺を含むならば、私ははっきりお伺いしなければならぬという意味で聞いておるのであります。お答えによりますと、これは将来第二次、第三次の事業計画を立てることによつて、この公団自体で、そのま

ま一部の改正だけで、新しく公団というものを作らないで、関東地方を含むような首都圏全体の高速道路公団の事業はできるのだというふうにお答えになつておるのです。それで、その点ははっきりしていただかないと、お答えは、将来できるんだ、この公団だけでできるというならば、首都圏高速道路公団の性格を帯びておるけれども、名称は首都高速道路公団ということなんで、はっきりしていただきたいと思います。

○徳安政府委員 私どもは、将来のことを予想してただいまこの法案を作つたわけではないのでございまして、けれども、「東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において」という文字は、先ほどから局長が御説明申し上げておる通りでございまして、もしこれ以上及びふような場合がございすれば、またそういう必要性が生じた場合には、別個の公団を作ることもあるいは不可能ではございませんまい。しかし、この文字を改正することにおいて、その周辺という意味もございまして、またこの法案を作りました真の

目的が、東京都、いわゆる首都というものを中心にしてはございましてけれども、やはり副都心部から都心部に來る交通の緩和ということがおもなる目的でございまして、その範囲等につきましては、時勢の変化と進歩によりましては、文字の書きかえ、修正あるいは改正によりまして、もしこの公団にやらずべきだという結論が出ますならば、必ずしも不可能ではない。かように考えておるのであります。しかし、絶対に限られた範囲外には、この首都高速道路公団は出てはいけないのだということは考えておられますので、将来必要がありますれば、法律改正によつてできるのじゃないか。しかしそれよりも別なものをこしらへるべきじゃないかという御議論があらまされば、これもやはりまた一つの考え方だと思ひます。

○山中(三)委員 私は、この法律内容そのものを忠実に法律的に考えて申し上げておるので、首都圏全体の高速道路計画の実施は、この公団はできないように法律ができておると思ふ。そこで、もし首都圏全体の高速道路計画を作られるについては、この公団と別に新しい公団を作つて——この公団で行う外側の首都圏の各県の事業を行うには、別な公団を作るか、この公団を解散して、首都圏高速道路公団を作つてやらすか、法的にはそれしかないじゃないか、そういう仕組みになつておると思ふ。次官はそれでないよう解釈されておりますが、これは法律的な解釈ですから、次官のお考えは間違つておると思ふ。法制局でお調べになつても私の方が正しいと思ひますが、よく御相談願ひたいと思ひます。

○徳安政府委員 私どもは、将来のことを予想してただいまこの法案を作つたわけではないのでございまして、けれども、「東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において」という文字は、先ほどから局長が御説明申し上げておる通りでございまして、もしこれ以上及びふような場合がございすれば、またそういう必要性が生じた場合には、別個の公団を作ることもあるいは不可能ではございませんまい。しかし、この文字を改正することにおいて、その周辺という意味もございまして、またこの法案を作りました真の

目的が、東京都、いわゆる首都というものを中心にしてはございましてけれども、やはり副都心部から都心部に來る交通の緩和ということがおもなる目的でございまして、その範囲等につきましては、時勢の変化と進歩によりましては、文字の書きかえ、修正あるいは改正によりまして、もしこの公団にやらずべきだという結論が出ますならば、必ずしも不可能ではない。かように考えておるのであります。しかし、絶対に限られた範囲外には、この首都高速道路公団は出てはいけないのだということは考えておられますので、将来必要がありますれば、法律改正によつてできるのじゃないか。しかしそれよりも別なものをこしらへるべきじゃないかという御議論があらまされば、これもやはりまた一つの考え方だと思ひます。

○山中(三)委員 私は、この法律内容そのものを忠実に法律的に考えて申し上げておるので、首都圏全体の高速道路計画の実施は、この公団はできないように法律ができておると思ふ。そこで、もし首都圏全体の高速道路計画を作られるについては、この公団と別に新しい公団を作つて——この公団で行う外側の首都圏の各県の事業を行うには、別な公団を作るか、この公団を解散して、首都圏高速道路公団を作つてやらすか、法的にはそれしかないじゃないか、そういう仕組みになつておると思ふ。次官はそれでないよう解釈されておりますが、これは法律的な解釈ですから、次官のお考えは間違つておると思ふ。法制局でお調べになつても私の方が正しいと思ひますが、よく御相談願ひたいと思ひます。

○徳安府委員 お説をよく検討いたしまして、いすれ専門家の意見を聞いてお答えいたしますが、文字の上からは、ただいまお説の通りでございますけれども、これを改正すればできるのじゃないかという考え方を持っておるわけでありまして。これは法制局とも相談いたしまして、あらためて御返事いたします。

○山中(善)委員 それをなぜ私がお尋ねしておるかといふと、中島委員は、こういふ十分か十二分かで通過してしまふような短かい高速道路公団という概念はおかしい、そして首都圏整備計画というものを立てるための委員会もできておるのですから、作るならば、首都圏全体を対象とした高速道路公団を作つたら賛成だという御意見を述べられたらと思うのです。それに対してのお答えは、いや将来第二次、第三次計画を立てることによつて、この公団でやれるといふふうなお答えをされておつたのです。それならば何ら論議は要らない。私も首都圏全体を対象とした高速道路公団でないと、計画が断片的になつて、総合性が欠けてくる。そこで、これではできないから別な公団を作らなければならぬと思つたのです。中島委員の質問には、これでやれるとお答えになったが、私はやれないのだ、やれないならやれないで、はっきり将来について、そのときにはこれを解散して、首都圏高速道路公団を作つてやるというのを考えるならばわかるのですが、その点、はっきりしていただきたい。

○瀬戸山委員 関連して。お答えの前に申し上げておきますが、先ほど中島委員から、いわゆる既成市街地、ある

いはその周辺の、諸外国の例まで引いてお話しになりましたが、中島委員のお話は実にこもつともだと思ひます。
〔委員長退席、二階堂委員長代理着席〕

その点について建設政務次官も、それはこもつともだというお答えをされたと思ふのです。

そこで、現在ここに提案されております法律自体は、先ほど計画局長もお答えになりましたが、まさにいわゆる東京都の既成の区及びその周辺、その首都圏全体の道路——これは道路に関するものでありますから、ほかのことは申し上げませんが、道路の整備計画の一部分であるこの既成の区あるいはその周辺の道路の建設を、この首都高速道路公団が行う。それは第二十九条第一項の、都市計画として決定された有料の自動車道路の建設及び管理を行ふ、これが主たる目的であります。そこでその計画は、第三十条の基本計画で、首都圏整備計画に基いて定めたり、この第二十九条の第一号の計画を、この公団がやるんだ、こういうふうな趣旨の法律でありますので、先ほど中島委員が論議をされました全体の計画の一部をやるんだ。ですから、この公団自身がそこまでやるという法律の目標ではないと思ひます。でありますから、先ほど政務次官もお答えになりましたように、そういう御趣旨はもつともである、その点についてやるかやらないか、どこまでやるべきかというところは将来の検討に待つべきものだと思います。日本道路公団は、日本全国のこういう趣旨の道路を建設する一応の責務を持っておりますから、いわゆる首都圏全体のこういう道路網について計画が

進められておるわけでありまして、その計画のうちどこをやるかという担当の部面になつてくる。従つて、そこまでの首都圏高速道路公団でやるべきだといふ場合には、多少性格が變つてきますから、先ほど申し上げましたように、第一号もそうでありまして、第二十九条及び第三十条のそういう関連の法律を全部改正しなければならぬ。そういうことで、将来そこまでやるのが事業の遂行上いいんだという結論になれば、別に公団を作らないでもけつこうでありますけれども、一体としてやる必要がある、それがいいということになれば、そういう面をすべて改正をして、そして性格が多少變つて参ります。そういうことでいいんじゃないかと私は思ひますが、あわせてお答えを願ひたいと思ひます。

○徳安府委員 ただいまお話がございましたように私も考えておるのでございます。将来のことにつきましては、先ほどちよつと道路公団のことと出ておりましたが、道路公団が日本全国の道路全部を持つてやるというふうな建前でおけることは、御承知の通りであります。ただ東京都、しかもこの首都圏におけるこの既成市街地を結ぶ中心部に至るところの交通が非常に複雑いたしておるもので、全国的にやれる道路公団ではちよつと手が回りかねるということから、東京都とも了解の上で、そちらの方の出資等も仰ぎまして、こうした特殊な機関を設けるという趣旨でこれができるわけでありまして。従つて、周辺という文字はございまして、この周辺というものをどこまで解釈するかということには疑義はあると思ひますけれども、

も、周辺というものを非常に大きく解釈する場合と、それからほんとうに小さく解釈する場合と二つあると思ひます。それは、そのときの皆さんの考えによりまして大体その規模がきまるとは思ひますが、私どもの考え方では、やはり全国的な公団はあるわけでありまして、そういう公団がやることとが適当であると考えておる場合には、この首都圏の大きな範囲におきましては、必ずしも全部が全部この公団でなくともいいではなからうかと思ひます。しかし一貫性を持たせるためには、どうしてもこれにやらすべきだという結論が出ましたら、今お話しのように法の改正を行ひまして、そしてこの周辺というものを対する一つの定義ももちろん置かなくちゃならぬと思ひますが、その場合には、東京都と同じ様に、地方の公共団体の了解を得まして、そしてやはり東京都が賛成し協力しておきますような点に対する協力を得ませんと、この実現は不可能なこととございまして。従つて、そういう方面ともちろん話をせねばならぬと思ひます。そういう時期になりましたら、改正によつてやれるんだという考え方でもございまして、先ほどの御意見もございまして、一応法制局ともよく相談いたしまして、法律家のほんとうの専門的な見解というものは、あとから御報告することになります。

○山中(善)委員 私これ以上御質問しませんが、明らかだと思ふ。首都圏高速道路公団では、法の改正ではできないのだ。はつきり私ここで申し上げてもいいのです。ただお話がどうもずらされてしまったのですから、私意地悪い質問をしておるわけでも何でもないのであります。これはあくまでも東京都高速道路公団というものですから、従つて首都圏全体の高速道路を行う公団ならば、日本道路公団から事業その他を全部引き継ぎを受けてやる問題ですから、別な公団を作らなければ私ではできないと思ふのです。まず大体の構想をお聞きしたのですが、ただ一つ、こういう公団をお作りになつた場合、必要によつて、大都市にはおのおのその都市と政府の出資によつて同じような公団が幾つも作れる構想になつておると思ふのです。これはほんとうを言へば、大阪にもできる、名古屋にもできる、そういうふうな危険がありますので、私は日本道路公団があり、さらに特殊な首都圏という一つの構想がある場合には、首都圏に専心するような高速道路公団、それ以上はあちらこちらに作るべきものじゃないといふことも確かめたいと思ひまして、御質問申し上げたのです。

○徳安府委員 ただいまのお説の通り私も考えておるから、特別なそうしたものをお考えたわけでありまして、大阪や名古屋等については、ただいま何らそういうことは考えておりません。

○中島(慶)委員 関連して。今政務次官は、こういう法律ができておるから、政府委員としてどうしてもこれをやらねばならぬというお答えをせねばならぬ立場にある、これは、よく私も了解します。けれどもあなたの今までのお答えを通じてみると、首都圏道路公団にするのが当りませんが、当然だといふことが、いろいろの答弁の端からよくわかるのです。それからもう一つの

点は、他の都市との話し合いをせんならぬ、こう言われるけれども、これは、あとの話でいいと思うのです。それで、所要の法律改正をして、首都圏高速道路公団にして、この資料の百十二ページの五十キロ以内のこれですが、今山中委員からもお話のありましたように、これは、法律上の所要の改正をすればいいことなんです。これに政府は踏み切るべきだと私は思うのです。私、委員長に要求しますが、これは、大臣に直ちに出席をしてもあつて、大臣に対して要望をしても、あつても所要の法律改正をして、そして日本道路公団がやっておる事業なんかは、即座に引き継げばいいのです。これは、政府出資のものです。そして日本道路公団は、道路公団としてやるべき事業があるのですから、そういうようにしていただきたいと思ふ。そうすれば、われわれも早急に法律が成立するように御協力したいと思ふ。そう言つたつて金がないんだ。と呼ぶ者あり。いや、日本道路公団でやろうと、首都高速道路公団でやろうと、金は同じなんだ。結局一貫性のある仕事をやるべきだ、こういうふうに思ふのです。

○美馬政府委員 将来の問題としてはいろいろ御議論がありますが、私も現在提案いたしております法律は、東京都を中心としたもので、これに投資せしめて、この八本の勧告のある路線をやつていくことが直接の提案になつておるわけでございます。そういう事情でございますが、将来の理想論はよくわかりますが、ただいまは、私どもはこれが最もいい方法だといふふうに考へております。

○中島(慶)委員 今計画局長は、将来の理想論というが、将来じゃないのですよ。現実的にすでに首都圏整備委員会ができて、発足しておるじゃないですか。きょうの問題じゃないですか。将来の問題じゃないですか。そうして首都圏内、現に日本道路公団が、京葉国道を初め仕事をやっておるじゃないですか。従ひまして、今度の新しい首都圏高速道路公団という名前を改め、日本道路公団のやつておる事業を引き継いで、そして首都圏整備の構想のもとに道路整備計画を進めよう、こういうふうに申し上げるわけでは、これはだれも異議がないと思ふのです。

○美馬政府委員 首都圏整備委員会として具体的にはつきり決定いたしております計画は、この八路線が具体的に計画でございまして、そのほかにはいろいろありますが、首都圏百キロ全般を通じて高速道路の計画をいたしまして、まだ直ちにこれを取り入れまして予算化するといふふうな段階には参つておりません。従つて私が申し上げたのは、将来の問題としてはそういう根本的な研究をして、どういふ路線が東京都を中心とした首都圏全般の高速道路として必要かという問題は、今後なかなか研究をしてやらなければならぬ問題でございまして、すぐにこれを公団に取り入れてやつていくといふふうな段階には、ただいまは参つておりません。

○中島(慶)委員 どうも話がわからぬですね。その研究を、いろいろ首都圏高速道路公団として、これからやればいいじゃないですか。それがために、東京都道路公団でなしに、東京都周辺までの計画を立てたりいろいろするそ

の仕事で、首都圏高速道路公団で行へばいいじゃないですか。従つて、これは現実の問題ですよ。

○美馬政府委員 お説はよくわかりますが、これには出資の問題もからんでおりますし、ただいまの問題としては、これで御了承願ひたいと思ひます。

○山中(吾)委員 もうよくは質問いたしませんけれども、首都圏整備委員会とこの公団との関係で、先ほど瀬戸山委員が言われたように、第三十条に「建設大臣は、首都圏整備法第二十一条第三項の整備計画に基づき、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示する」と。それで、この公団の事業計画に至るまでは、整備委員会の整備計画と、建設大臣の基本計画と、都の都市計画と、そういうものあとに公団の事業計画ができる、こういう構想になつておるわけですね。それで、私はその計画の多様性について、根本的に異議があるのです。この点については、今論議をしても、また一週間くらゐかかるだろうと思ふのですが、まずそれはそれとして、今局長が、首都圏の整備計画に入路線があるとおっしゃいましたけれども、私はこの道路公団参考資料を見ますと、首都圏整備委員会の整備計画として発表されておるのは、二ページの(四)といふところで、もつと抽象的な原則的なものを発表しておる。これに基いて建設大臣が立てた基本計画の中に、八路線その他のものがあるの、こういう八路線その他の計画は、整備委員会が立てたのではなくて、建設大臣が立てたのじゃないですか。

○美馬政府委員 これは、建設大臣ももちろん参画はいたしておりますが、首都圏整備委員会という委員会が立てた計画でございまして。

○山中(吾)委員 道路公団参考資料の二ページの(四) 既成市街地における都市高速道路整備計画、そして首都圏整備委員会、昭和三十三年四月、これがここにいつておるこの整備法に基いた整備計画の内容で、これに基いて、三十条により建設大臣が立てた首都圏高速道路に関する基本方針、建設省、昭和三十三年七月二十日、この中に、四ページで、計画路線といふのが入つておるので、整備委員会の整備計画は、こういう首都圏全体の高速道路の具体的計画も入つていない。これがあれば、首都圏全体の高速道路計画の矛盾がなく、適用範囲が東京都だけであつても、私は高速道路計画は、多元的に断片的な計画にはならないと思ふのですが、そうでないでしょう。整備計画と東京都の道路公団との間に建設大臣がはさまつて、そして具体計画を立てる。そこに私は、屋上屋を架して流れていく計画になると思ふ。だから首都圏全体の高速道路公団ならば、こういう矛盾はないと思ふのですが、今の御説明は、整備計画の中にもうすでにこういう具体的計画も入つておるやうに説明されておるが、これは、そういうふうになつていないのです。

○美馬政府委員 資料の説明は誤長からいたします。

○小林説明員 参考資料の二ページに、昭和三十三年四月に首都圏整備委員会が決定いたしました、既成市街地における都市高速道路整備計画というものが文章でございまして、これが

添付資料といたしまして、具体的な計画線が入つております。それは、お配りしました参考資料の九十六ページの96、96という、一つ入つておるのがございまして、これが、四月の整備計画に具体的に添付されております計画案の内容でございまして、これは、全長九十キロでございまして、ただいま首都公団が計画しております事業計画六十キロよりもやや内容が多いものでございまして。その図面が、九十六ページのダッシュのところが(A)にございまして、これは首都公団で考へております計画では、一号线といふのが羽田空港のところまでとつておりますが、首都圏の勧告では、これをさらに延長いたしました。川崎市内を経て横浜港に至るやうな計画になつております。それで、このうちさらに各路線につきまして、点線が延びておりますが、これは、将来調査をいたしまして、さらに周辺部まで延長の調査をする必要があるという勧告内容でございまして。

○山中(吾)委員 御説明は間違つておるのじゃないですか。九十六ページは、首都建設委員会案なのであります。首都建設委員会は、東京都だけで作った首都建設委員会、その勧告は、二ページの(A)にあるわけですね。そうじゃないですか。そういうふうに書いてあるのです。首都建設委員会案と。○小林説明員 実はこのページは落ちておまして、あとから追加いたしましたので、それを添付してお配りしたつもりでございまして、あるいは一ページ落ちておるかもしれせん。落ちていれば失礼いたしました。一枚入つておるわけでありまして。

おる。非常な矛盾がそこにあるのです。が、これはどういふことです。

○美馬政府委員　非常にむずかしい御議論でありますが、委員長は、管理委員会委員ではありませんが、管理委員会を円滑に運営する意味におきまして、やはり委員長も理事長も管理委員会に入っておりまして、いろいろ管理委員会で、事業計画の問題なりその他付議案について意見が出る場合に、意見を交換して公団の運営を最もよくやっていきたいという趣旨で、これは、法律で理事長が入っておるわけでありまして、それ以外の役員または職員につきましては、付議案によりまして、現在各公団がやっておりますが、随次その担当の理事なり職員を出席せ

しめまして、事情をよく聴取する。理事長だけではなかなかこまかい問題まではわかりませんから、随時役員なり部長を呼んでやっております。こういう趣旨でございます、非常に委員会

化するということとは、私どもが現在の道路公園の運営を見ておりますと、決してその御心配はございません。

○山中(吾)委員 理事長が理事長の資格で委員会を構成しているのではなく

て、議決権を持つて権威されていることになつてゐるでしょう。そういうあいまいなものは作らない方がよい。しかも十六条を見ますと、委員会は委員長または委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席

しなければ、会議を開き、議決をする
ことができない。そうすると、委員一
人と理事長一人おれば、議決してもよ
い、そんな管理委員会は何のために作
るのか、私はわからない。公団の性格

について、みないろいろ建設委員会で心配してゐるのは、いろいろな情実がそこに入らないためですから、こういう委員を作ることによって、建設大臣から理事長から、みなずつと責任の分散体系をとって、そして作った管理委員会でもちゃんときめたとしても、管理委員会の委員となつてはならないという条項がわざわざ書いてあるのです。役員、最高級の者を入れて、議事に参画できるが、議決をすることはできないというならまだよいが、その委員会でも発言権を持ち、さらに役職員の任期は四年、委員は二年で交代して、その委員会を構成する理事長が四年です。理事長の思ひ通りになるでしょう。そんなロボット的な管理委員会をなぜ作ったか。私は、どこからつついていってもおかしい構成だと思ふのです。いかがですか。

○美馬政府委員 管理委員会につきましては、非常に悲観すべき面の見方ばかりが強調されておるのであります。私が、私もこの法律の建前にあります。これは、あくまでも建設大臣及び公団の理事長及び執行機関を通じてやる建前になっております。管理委員会は、それらの公団にまかせられた問題の中で、限られた問題についていろいろ議決をするという建前になっておりまして、その点は、今後の運営によりまして、決して御心配のような点は、私どもはあり得ないというふうに考えております。

○山中(善)委員 そこで、理事長にはどなたを予定しておられるのか、委員にはどなたを予定しておられるのかということをはんとしは聞かないと、私は、公団法に対してすつきりと賛成できない。

局長の御答弁は、私は少しも答弁になつていないと思ふのです。ほんとうは、論理的に合わないのです。そこで、この法案自身がすつきりしていない法案で、これは、むしろこの委員会で修正をするようなことは権威にかかわるのですか。私は、公団を作ること、絶対反対だという論議じゃないのです。この公団というものを、最もすつきりしたよいものにするためです。きりうものものは、自民党の委員の人でも、すつきりここで直すような、そういう善意がなければならぬと私は思ふ。

それから、私はなぜ申し上げますか。それから、管理委員会の性格は、完全なる合議体になつておるわけですから、委員一人々々に何の権限もない。かりに委員会を構成するということによつて、管理の権限をここに持つてきて、従つて、理事長もここに入るといふことは、委員会の構成員として入るわけですから、役職員は、委員として資格がない。欠格条件に、公団の役職員は委員になつてはならないと書いておつて、その理事長を委員会の構成員に入れておるといふことは、十三条と十条というものは、初めから支離滅裂、合わないんじゃないか。法律的には成り立たない。これは直さなくちゃいけない。

○美馬政府委員 これは、いろいろ前提がありまして、管理委員会が非常に全権を持つじやないかというふうな御懸念から、いろいろ議論が出ておりますが、この法律の体系をすつと読んでおりますと、決してそういう管理委員会ではございません。これは、建設大臣、理事長、すべてがこの運営につき

まして責任を持つ体制になつておる。管理委員会は、もちろん諮問機関ではございません。議決機関にはなつておりますが、その公団の基本的な問題について議決をやっていくという形をとつておられます。ただいま御指摘の条文についても、私も、これは法制局とも十分打ち合せております。構成については、全然矛盾がない、こういうふうな問題につきましても、たゞいま御意見がありましたが、まだ全然そういうことは私も聞いておりません。

○山中(善)委員 それは、私了解して質問を打ち切りますが、なおよくその点を皆さんの中で議論をして、あとでなお聞かしていただきたいと思ひます。それから参考にお聞きしますが、委員の欠格事項の中に、委員となることとがでないという中に、「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」が書いてありますが、日本道路公団というふうな全国にわたる場合において、国会議員というものはあらゆる利害関係があるので、何ですが、東京都を対象とした道路公団の場合には、東京都選出以外の国会議員というものは、利害関係は何もない。それを不適格だと書く根拠は、一体どこにありますか。

○美馬政府委員 この委員の欠格条件に、「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は政党の役員」というのが入つておられます。これは、普通、公団はこういう形をおおむねとおつておられます。その例文でござい

○山中(善)委員 例文で国会議員を削除するようなことは、とんでもない侮辱だと思ふのですが、なぜ国会議員が入つてはいけないのか。国会議員が入れば、この事業が間違つて、利害によつて政治的に動くからいけないんだというお答えならわかる。ところが、そうならば、東京都選出の国会議員ならば、東京都の都議会議員なら確かにあるのですが、建設委員でもしておつて、関係のない人が厳正にするのなら、むしろ入れた方がいいと思ひます。思ふので、前例にならつてというようなことは、この席上では言えないと思ひますが、どうですか。

○徳安政府委員 ただいま局長がお話し申し上げましたように、一応事務的には、例文でそういうことになつたのだと思ひますが、政府の方針で、国会議員等がいろいろうやうやな団体の役員になることは、適当でないといふことの基本方針がきまつておるのであります。その中で、こうなつておられます。

○中島(應)委員 今、計画局長は、前例がないとか、あるいは次官は、そういう方針がきまつておるといふことで、すけれども、例の縦貫道審議会は、衆議院で五名、参議院で三名として、ちゃんと国会議員でなければならぬことにきめて構成しておるじゃありませんか、それでよろしい。ところが、これがまたやかしいのです。ほかの連中は黙つておられるけれども、国会議員はびしびしやつける。従つて、国会議員はやかましいから除外した方がいい。(笑聲) こういうことだと思ひますが、あなたの方のお考えはどうですか。

○中島(應)委員 違ひはしませんよ。縦貫道の法律を見てもらひなさい。第三条で、整備計画、基本計画、全部審議会できめるのです。従つて、これは違つておはしません。この点、いかがですか。

○美馬政府委員 私が例文と申しましたのは、こういう公団の委員会とございまして、政府の委員会とか、そういうことではございまして、公団付属のちよつと格が低いと申しますか、こういう委員会に国会議員は入つておらぬ、こういうことでござい

○中島(應)委員 しかし、その上の委員会がないわけなんです。それは別として、基本的問題と思ひますが、首都圏整備法を一つ読んでいただきたいと思ひます。首都圏整備法、第一条で「この法律は、首都圏の整備に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」この首都圏整備法において、その目的が第一条においてきまつておる。その第二、三、四の二項においては、「この法律で「首都圏整備計画」とは、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に關する計画をいう。」というところで、とにかく東京都だけのことはだめなんだ。首都圏というものを、いわゆる五十キロの円周でもつてきめて、そのうちの総合計画を実施せねばいけないのだ、こういうふうに、法律でもつて国の基本方針が決定しているのです。さらにあなたの方からの資料において、一ページの(A)の「首都

建設委員会の報告」というものがあり、さらに二ページにおいて「既成市街地における都市高速道路整備計画」というものを、先ほども話がありましたが、首都圏整備委員会が昭和三十三年四月に決定しておるのです。これら決定を受けて、(四)において、「首都高速道路に関する基本方針」というものは、建設省で昭和三十三年七月二十日に出しておる。この性格はどういう性格かというのを一において述べ、二において、路線はどういう路線かというのを述べておる。これは、読んで方のはつきりすると思ひますので、簡単なものだから読みますが、路線は「東京都市高速道路の路線は都心部とおおむね現状の路線とを結ぶ放射線とするが、そのうち臨海地帯を通過する路線は京葉道路を受けて都市部に至り羽田空港を経由し、横浜に至るものとし、各路線は一体として、総合的な高速道路網を構成するものとする。」というように、首都圏整備委員会並びに建設省としましては、はつきりとうたつてある。従つて、今首都高速道路公団をこしらへるとすれば、この基本方針によつて高速道路網を整備していくのは当然である。そうしますれば、東京都だけの高速道路網をこしらへても、何ら意味がない。さらに、これはくどくなるようでありますが、高速道路といふものは、相当の長距離でなければその機能は発揮できぬ。首都圏だけでも、私はまだ十分だと思ひます。半径五十キロだけでも、まだ十分だと思ひます。いわんや、二キロや三キロのことだけこしらへておつても、問題にならない。国の基本方針は、法律でかように意思決定がなされ、建設省の道路計

画がこういふようになされて、これが東京都をはすれて、京葉国道から横浜までを、高速道路をこういふ線で行なうればならぬと、こういふふうに行なつてある。かくのごとく国の方針が決定して、そうして高速道路の性格から考へ、あらゆる点から考へまして、これは、首都圏高速道路公団ではなくして、首都圏高速道路公団に現在直ちに直すべきである、こういふふうに行なうべきであります。これは、所要の法律改正の手続はいろいろ要するだらうと思ひますけれども、まだ案として、現在ここで提案されておるのでありますから、法律改正をして訂正をして、また埼玉県から離すと、神奈川県から離すと、少くとも首都圏高速道路公団というにして出発していただきたい。これは、先ほどから何回か先輩の瀬戸山委員その他の委員の諸君と政府とで話をして、わたり合つておりました。また望みめぐりとなると思ひますし、時間もありませんので、答弁は要りませんけれども、これは全委員、また政府委員も、腹の中でもつともだと思ひてゐる明白な問題であると思ひますので、お歸りになつて大臣と御相談され、出直していただきたい、こういふことを希望いたします。

○山中(書記) 時間がないので、きょうはこれで質問を打ち切ります。が、疑問の点は、なお御研究をお願いいたします。なおこまかいことですが、日本住宅公団の場合にも、管理委員会があります。そのときに、委員の欠格条項に政府の職員というのを入れているわけです。政府の職員が委員にはならない。こちらは抜いておるわけです。それで、建設省の方が管理委員になる予定をされて、抜かれておるのかどうか。日本住宅公団は欠格条項に入れているのです。政府の職員は委員となることはない。これは抜いておる。そういうふうな疑問があります。私は、政府が出資しておるのですから、それでほんとうに管理するのでしたら、やはり政府の代表の者が委員になり、東京都推薦の者二名を建設大臣が任命するのですから、その監視をするという面で、出す必要があると思ふのですが、そういうことを十分検討されてお作りになったか。今までのように、ただ前例になつたというだけでは、いろいろな人事その他の問題についても問題がある。それなら委員は、建設大臣はどういふものを予定しておるか、あるいは理事長にだれを予定しておるかというところまで突っ込まないと、この法構成そのものの中にあいまいなところがあるもので、なれ合いの構成になつておるのですから、私はお聞きしておるのですが、きょうはこれで打ち切ります。なおその点、よくつきりするように御説明願ひなければならぬし、法律に欠陥があれば欠陥があることにして、あとに補綴をなさぬようにしていただくのが、私は国民に対する責任だと思ひますから、大いに御検討願ひたいと思ひます。

○三橋委員 ただいまの山中吾郎委員の質疑であります。私たちが、そう長く委員等をやっておるのではないのですけれども、どうしてもマンネリズムといひますか、一つの慣行といひたものにつししか落し込んでしまつておるのであります。今山中委員の御質問を通じて感じますことは、清新な息吹きといひますか、そういうった観点から、何ら今までにとらわれぬ、そういう立場からこれを見られたときに、いろいろと疑問が出てきておることをただしておられると思ふのです。こういうことは、私たちは非常にこの法案審議の過程において、尊重していかねばならぬ、こう思ふのです。今までの情性でいくと、まあまあこの辺のところではいいんじゃないか、済んでしまふところを、今ついてもおるわけですから、これは、十分当局も慎重に考慮してもらわなければならぬ、こう思ふのです。それがために、これをすぐ修正するかどうかという問題は、なお十分に検討しなければならぬと思ひますが、この点について、政務次官の心がまえをお聞きしておきたい、こう思ふのです。

○徳安政府委員 ただいまのお話は、ごもっともでありまして、私も、十二分に御審議をいただきたいと思ひております。従つて、この法の内容につきましては、もちろん不明な点があれば、御指摘願ひまして、当該関係者から御答弁申し上げると同時に、なおかつ明快に御答弁できないものがございます。もし、これは、その専門家の方に一応ただしまして御答弁するようにいたしたいと思ひておりますが、現在の規定におきましては、その矛盾がないように立案したつもりでございますけれども、私も、私も専門家でございませうから、必ずしも法律の字句なり、あるいは立て方について万全だという答弁ができないかと思ひます。それらにつきましては、十分一つ研究いたしまして御答弁するようにいたします。なお、わかつておることだけはほんどうん答弁させていただきますから、事務局もおりますし、一つ御質問いただきます。

なお役員の問題につきまして、何か不明朗な端々があることとございしますが、まだ法案も通つていないわけでありまして、世間ではいろいろ揣摩臆測しておるようでありまして、私も大臣も、そういう問題についてはいささかも心に曇りを持たうな考へはいたしておりませんので、法案が通つて設立される段階に至りましたならば、あらためて考慮したいと思つておる。決してなれ合いで役員をこしらへて、悪いことをしようというふうな不心得千萬なことは考へておりませんから、これを一つ御了承いただきたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまの管理委員の欠格条項に、政府職員及び地方公共団体の職員が落ちておりますが、他の法律の例を申し上げますと、現在ございします各種公団の中で、政府と地方公共団体が共同出資いたしておりますものは、日本住宅公団と帝都高速交通営団、この二つであります。従いまして、管理委員会が置かれておりますのも、日本住宅公団法及び帝都高速交通営団法の二つであります。その例を見ますと、帝都高速交通営団法におきましては、その第十四条の六、第三号におきまして、「政府職員又は地方公共団体の職員ニシテ審議会其ノ他之ニ準ズルモノノ構成員タル非常勤ノ者以外ノモノ」すなわち非常勤の政府職員及び地方公共団体の職員が、すべて欠格条項に該当するように規定されてお

ります。それから日本住宅公団法におきましては、第十五条の第一号におきまして、「政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)」とありまして、非常勤の政府職員を欠格条項にいたしてあります。現実には、住宅公団の管理委員のうち、地方公共団体の非常勤の職員といたしまして、大阪府知事及び東京都の副知事が管理委員に入っております。これは、出資をいたしております出資者の立場を代表するものとしたしまして、非常勤の公共団体の理事者が入るのが適当であるという趣旨で、さうに立法をされております。この公団におきましては、同じ出資者という立場からいたしまして、公共団体の非常勤職員のみ委員にいたしまして、政府職員がなれないということは不均衡でございます。これも欠格条項にいたさなかつたわけでありまして、ただ第二十二条の第二号におきましては、役員につきましては、国家公務員及び地方公共団体の長もしくは非常勤の職員を欠格条項にしております。

○二階堂委員長代理 武藤武雄君。

○武藤委員 最初に、くどいようですがけれども、次からずっと質問していくのに関連がありますから、先ほど山中委員が質疑をいたしましたように、新しい公団の運営に対して非常に重要な、實際運営と管理の立場双方に大きな権限を行使する立場にある理事長を、建設大臣が任命をするということになっておるわけでありまして、先ほど次官の御答弁ですと、今は考えていない、その法律が通つたら一つ考えましようという事です。これは、大へん危ない答弁なんです。あのときは考えてなかったが、あとから考えたという理由

がつくわけでありまして。この際は、われわれがこの法案に賛成するか反対するかわかりませんが、採決する前に、一つ任命する責任者である大臣の方から、今だにぶらぶらになっておるのです。これは、われわれたくさんわさを聞くのですけれども、今名前を出して悪ければ、速記から省いてもらうていいのですが、安井理事長という声が出ておるということが、非常にうわさされておる。しかも先ほどから、首都圏高速道路公団であれば非常にすっきりするのだけれども、ことごとく東京都の性格を持った公団でなければならぬということに執着をしておられる。そういうことから考えると、どうもうわさが、単なる煙ではないうような気がするであります。ですから、それは考えてないならば考えていないということ、一つ採決する前に、建設大臣から明確に委員会です信を明らかにしておいていただきたい。これは、まず冒頭にお願ひしておきます。

そいう前提に立つて考えてみますと、今度の新高速道路公団の果す役割の中で、われわれがどうしてもまだ納得がいかないのは、敷居屋橋にできている東京高速道路株式会社、これについてきくのも、大体これは会社によらせるのだ。会社の方もやるのだということを言っておるようでございますけれども、これはまた聞きでありますから、私間違つておればあやまりますけれども、何か徳安次官は、その事業は会社にやらせるのだけれども、資金の方は、これは新しい公団が出さずばなるまいというよりなことを漏らしたという話があるのであります。

て、それはとんでもないことなんで、その点を一つお聞きいたします。

○徳安政府委員 えらいとんでもないうわさが飛ぶものでして、まことにそれは、私も迷惑いたしますが、最初にお話しになりました公団の理事長の問題にいたしまして、安井さんの名前がちょっと出ましたが、おそらくそんなことは、荒唐無稽のことだろうと思ひますし、かりに衆議院で通りまして、本案の成立には、参議院の可決も必要でございますから、一方の院議だけできまして、一方がきまらないう先人の名前などが浮び出るはずもございませんし、またいかに大臣でも総理大臣でも、たいてい何というところを考へておられます、できるはずはないと思ひます。ですから、これは法案が成立いたしましたして、設立委員会でもできまして、いずれそのときに御相談をする時期が来ようと思ひますけれども、明日でも大臣が出席すれば、その点についてははつきりしたお話ができと思ひますが、これは全くのデマでございます、私どもは言ひだかつて、大臣もその話をしたこともございませぬし、大臣もたまたま白紙であることは、しばしば私どもに話しておりますから、どうぞ御懸念のないようにお願いいたしたいと思います。

それからたまたま敷居屋橋のあの高速道路会社の問題でございますが、これも全くのデマでございます、さういふ事実はございませぬ。あくまでもこれは会社の責任において、ガラス張り、今度世間から誤解を受けないうような建設をなさねばならないことを、私どもは強調しまして、先般本委

員会の理事会の申し合せ等もございまして、私が都の関係者も呼び、都の関係者が会社側も呼びまして、話ではない、こういうことは、もし政府において誤解があつたり、また皆さんにうそをついたりなんということがあるてはいけないから、公文書で返事をしてくれということ、昨日御答弁申し上げましたような公文書を取りまして、それによつて御答弁申し上げておるわけでございますから、その点には、一切疑う余地がありませんので、どうぞ誤解のないように、すなおな気持ちで私どもの気持ちをくみ取りいただきます。と思ひます。

○武藤委員 大臣がその趣旨を話されるのであります、了解いたします。そのうちに納得いたしました。ただ納得したという事になる、やはり納得した場合は対策があるわけでありまして、結局さういふことで、大臣が明確に話されたように、またきのう高速道路会社の社長が話したように、会社の社の方でやるということであれば、なおかつその疑惑を明確にするために、どうですか、今度かりにこの法案が通つて、首都高速道路公団が発足した場合、その実施計画の八路線の中のある部分だけは、一つ明確に計画からはずしておき、こうすればなおかつ明確なんです。将来疑惑は一切ないわけですから、一つあの点だけは、別個に公団としてははずしておき、どういふふうにするかは別として、はずしておくという事で、明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○徳安政府委員 完全にははずしてございします。

○武藤委員 昭和通までです。あの間は、はずしてございしますか。

○徳安政府委員 はずしてございします。

○石川委員 関連して。次官の答弁を疑うわけではないが、念には念を入れて伺いたい。と申しますことは、向うから公文書でもって確かに取りつけておる。八路線を向うの責任においてやるという答弁があつて、信頼をしてよろしいわけでありまして、その点になると、東京都知事に対して事業計画の変更をやらなければいかぬと思ひます。それから占用埋立地の使用許可、さういふものについても、完全にやらせるという約束があるかどうかという事を、一応伺いたいと思ひます。

○徳安政府委員 お説の通りに、完全な了解をさせてございまして、向うの方ですみやかにその処置をとるということ約束をさせてございしますから、万間違ひはないと思ひます。

○石川委員 さらにまた、非常にくどいようでありますけれども、実はあれは、株式会社という営利会社ですね。そうしますと、株式会社の社長が大臣に対して、事業計画を変更いたしますと契約したとしても、すべてを決定する権限は、社長個人にはないわけなんです。株式会社ですから、株主総会というものがあつて、株主総会の決定に、社長といえども従わなければならぬ。その決定に対しては、大臣といえどもくつがえすことは不可能です。法律的に言つても不可能なわけです。その場合の措置は、一体どこまで考へておられるのか。さうなつた場合には、

どうにも方法がないじゃないかという感じがするわけでありすが、念のため伺います。

○徳安政府委員 速急な場合でありましたから、株主総会を開いて決議をとるわけには参りませんでしたが、これでも、重役会を開きまして、満場一致で都の方の申し入れを受け入れたらうとございます。なお今未完成になっておるこの部分につきましては、私もちうどあの付近に住んでおりました、前から関心を持っておるわけでありすが、東京都があの路線について、今の会社に許可いたしますという事について、あの会社が非常に疑惑の中心になっておるものでありますから、そこで、会社は希望しておりましたも、都側で、そういう疑惑に包まれておるのに、このまま約束してはいかぬという考え方から、競願もありまして、実はちうちうちよしておったというのが、現実の姿のようでございます。幸いにして委員会等におかれまして、この会社にやらしていい、やらすべきだという御議論が圧倒的に多数でございすので、私もその意思を伝えて、そこで都の方でも踏み切つて、これまでも競願が出ておりましたのを見て、そしてその方にやらせるといふ決意をしておるわけでございます。そうした情勢を判断いたしますれば、おそらくは、重役会で決定したことでもございすし、これまでもやりたいという申し入れを受けておる事実もございすから、まさか途中で意思を曲げるようなことは、万あるまいと考えております。

○石川委員 非常に明確になって参つて、非常にうれしいと思ひますが、念

のために、蛇足ではございすけれども、計画局長は、先ほどから首都高速道路公団に対する計画路線として、八路線という言葉を再々使つておられる。今後は七路線という言葉で、ぜひ呼び方を交えてもらいたい。そうしな

と、またこの第八路線に対しては、それがあつたような印象を受けまして、念のために申し上げておきます。

○徳安政府委員 私ども八路線と申しますのは、昭和通までには公団の路線として取りつける路線が両方走つておりますから、これを八路線と言つてゐるわけでございます。御了承を願ひま

○武蔵委員 それで、先ほどの首都圏という圏にこだわるわけじゃないのですけれども、やはりわれわれは、どうも最近の傾向として、うまい道を見つ

けることと公団を作つて、役員をたくさん作つて、人件費なり事務費なりをたくさん使つて、東京を中心とした道路公団というものができると、この次は、大阪とか神戸とかと作つてくる心配があるのです。それで、首都圏といふことでは、これは、日本に二つも三つも首都圏はないので、事業の内容も非常に大きくなつてくる。

○徳安政府委員 先ほどから御答弁申し上げましたように、東京都が首都であ

りますために、特別な処置を講じてあるわけではございまして、他の方の都市にこうした例を持つていこうという考え方は、持つておりません。

○武蔵委員 わかりました。次に、教習屋橋の問題とからんで、路下の利用が問題になつたのですけれども、質問をいたしますと、道路局長あ

たりは、それは建設省の周知せざるどころだといふことで、大へん助け舟を出されるわけですが、今度新しい首都高速道路公団ができて、今のところ八本の路線を考へておるよう

ですけれども、その下に、やはりいろいろ利用の問題が出てくると思ひるのであります。この問題は、公共的立場で使

以外には、大体道路を作ることによつていわれる疎開をさせられる人を収容するといふことも、決定してゐると言

われておつたようでありすが、それとていかなかなか実際には、そうはいくつかないものであります。またある委員の中には、利用してもよいじゃないかという議論も強かつたようでありま

は、この場合には明確にして、そういう疑惑を起さないように、そういう路下の利用は、建設省としては仕方がないのだといふことが今後はないように、これに対する相当明確な監督のことを考へていかなければならぬと思ひ。そ

ういふことに対して、どういふお考えでおられるか。

○徳安政府委員 御心配は、ごもっともだと思ひます。実は教習屋橋の問題につきましては、残念ながら私も建設省自身に、それを阻止したり、あるいはまた変更を命じたりするような、道路関係にはございすが、その下の使用については、私も権限がなかつたといふような点もございしまし

て、いろいろな世間のうわさも聞かれましたが、手の下し方がなかつたわけでありすが、これは、特に東京都と会社側の契約に基いてやつたことでありまして、私どもにはその権限がなかつたといふことで、いろいろな疑惑を生み

ながらも、一次的に私どもが発動して調査して参れぬような状態でありました。ところが今度の公団は、御承知の

ように、建設大臣が全部監督することになつております。また監理官も建設省の中に置かしまして、そうしたことにつきましては、十二分に監督することになつておりますから、国会の皆様

の御趣旨に反対するようなことは、おそらくあるはずもございせん。もし、かようなことが一度でもございしたら、もちろんこれは当然この委員会等においても、もう権利としてお呼び出し願つて、十二分におしかりを受けることは当りまえのことではござい

すから、さうなことは、行政官庁の長としても耐え忍ぶところではござい

ませんから、十二分に御趣旨を体し

して嚴重な監督をして、そういうことのないように努力をいたします。

○武蔵委員 それと、もう一つの問題は、今度の八路線の計画の中にも、また築地川等の水面利用の道路も入つておるようでありすが、東京都内にあります川も、あるいは排水、あるいは不

時の洪水といういろいろな場合があつて、そういう必要があつて作つたものだと思ひます。今度の新しい計画によりますと、川は川として流す、そしてまんなに道路だけ作つていくのだという御説明があつたよう

ですけれども、教習屋橋の場合も、初めはそういうことで始まつたのだけれども、途中で何か計画上、交通量のことを考へると、九メートルでは狭いから十五メートルにしなさい、と、結局余裕がないので、埋め立てざるを得なかつたといふような答弁がされておるものであります。それが埋め立てた唯一の足がかりにされておるようでありすが、それとて、また新しい工事をやる場合に、実際に設計をしてやつてみたけれども、どうもよくない。だから、やはり埋め立てた方がいゝといふようなことで、簡単にそういうことをやらぬとは保証できない。今度

とを見て、二十二号台風で、日比谷交差点付近でも、一時は一メートル近くも道路が水で埋まったというのを聞いておられるのでありますけれども、多分これに埋め立てたことに関係があるのではないかと疑問を抱かざるを得ないわけですね。ですから、そういう排水計画、不時の洪水という場合に、十分心配のないように計画されておられるのかどうかということをお聞きしたい。

○徳安府委員 先ほど来、あの教習屋橋の問題を中心としての御不安、私もさういふところだと思つて、あの場合におきまして、都議会の承認を得て、都知事が契約をしたというのとは今度は違ひまして、建設大臣みずから監督をし、そしてまた、基本的な計画の変更につきましては、建設大臣の認可を受けなければならぬことになっておりますから、従つて、この委員会の皆さん方の強い御要請等に対しまして、これに目をおおつて、計画変更などに、将来の大臣におきまして、調印するはずはないと思つて、さういふ点は、御信任をしていただきたいと思います。

また、河川等に対する治水の影響はどうかということもござりますが、これも、今の私どもの方に示されております計画では、断じて不安のないようにするということを申しておるようでございますが、詳細なことは、計画局長から御説明いたします。

○農林政府委員 この計画によりまして、川の上を走る地域が、全般として約三割近くござります。こういう川の上を走る場合におきましては、東京都内の河川が、ある程度治水河川の役目

を持つてゐる場合が多いのでございまして、こういう場合におきましては、河川には全然影響しないように――河川を狭めずと、洪水の危険性がございしますから、現在の河川は全然触れないように、特にそのために経費はよけいにかかりますが、これは忍びまして、上に建てて、水が多少あふれてもいいというようにしてやつておられますし、その他、これはほんとうに一部分でございしますが、どうしても部分的には埋め立てなければならぬ場所もございします。さういふ場所につきましては、先般東京都内に相当雨が降つて、水が出ましたが、こういう場合の調査資料をよく調査いたしまして、この場合に降つた雨の量等も計算いたしまして、これを上回つても大丈夫だといふふうな排水の設計をいたすことにしておりまして、この点につきましては、私も将来十分気をつけていきたい、こういうふうな考へておられます。

○武蔵委員 時間がないうちです。私、私はこれで終りますけれども、私は道路政策の基本について、大臣があられないのですけれども、次官に一つ所信をお聞きしたいのであります。首都高速道路公団が、どうしても集中する東京都の交通を何らかの形で緩和しなければならぬという焦眉の急に迫られて、やらざるを得ない、これはよくわかります。今の東京の内部を見てみると、よくわかりますけれども、しかし、どうも日本の道路問題が、ややもすると都市中心になりがちである。たとえば今東京都が、非常な自動車の洪水に悩んでおられるけれども、自動車の洪水になっておられる内容は、どうかといへば、どうも日本人とい

のは、ちよつと工合がよくなくなつてくるとまねをしたのでありまして、自家用車族が非常に急速に増大したことが、この東京都の交通の極端にひどくなつた最大の原因だと思つてゐます。さういふことを考へてみると、さういふものを中心とした考へ方で、交通緩和ということに莫大な金が投入される。そして一面においては、今度の道路五カ年計画を見てみると、かりに一つ私には、この四号国道の例をとつてみても、おそらく私の今見る範囲では、東京から福島県の久の浜までは、五カ年間に完全な舗装が完了すると思つてゐます。これは、一べんも土の上を歩かない道路ができると思つてゐます。しかし、それから翻つて仙台まではどうかといふことを考へてみると、それから先の改良工事だけでも九十五億かかる。舗装をしますと、おそらく四百四十億くらいかかるのじゃないかと思つてゐます。これは、今の予算のと方から見ると、五カ年間でやれるものなんでしょうか、ほんのわずかのものかと思つてゐます。さういふと、結局都会から離れた方に参りますと、単に交通量が少いというところだけの面を見て、道路整備というものは非常に少くあらされていく。ところが逆に、今言つたように、自家用車がたゞさんふえてきて、それによつて相当の洪水になつたといふので、都市では莫大な金が投入される。そして一方の方は、ますます工事がおくらされていくといふことでは、これはやはり国として、さういふ都市重点の道路政策であつてはいけません。東京の交通の状況が急速にこうなつたといふ原因も、やはり人口の集中化に對する

政府の施策というものが的確でなかつたから、さういふことになつた。あるいはさういふ自動車のほんらんに対する内容というものを、的確につかんて対策を立てなかつたところから、さういふ状態にきておられると思つてゐます。さういふことを考へた場合に、私は今度の道路五カ年計画で、一応これはわれわれがどうしようかと、今度の国会は通ると思つてゐますから、予算はそのまゝ実行されていくと思つてゐますけれども、さういふと、結局あとに残つたこの地方的な道路といふものが置いてけぼりにされる。これは今言つたように、五カ年計画では十分にできないのですから、全部置いてけぼりにされる。さういふことであるならば、これは道路政策という名をなさないのであります。偏重をした道路政策であります。従ひまして、この点政府は、五カ年計画でできない、都心から離れた道路に對しては、やはり今後積極的な継続した道路政策といふものを考へていかなければならぬと思つておられますけれども、所信を一つ聞いておきたい。

○徳安府委員 自動車のほんらん、あるいは自動車に関する交通関係、あるいは製造、日本の全体の交通政策、あるいは自動車運給関係等につきましては、これは少し問題が大き過ぎまして、総理大臣が國務大臣でなければ御答弁できないかと思つてゐますが、運輸省並びに通産省等との関係もございします。さういふ問題について、私は、私が答弁することは不可能だと思つてゐます。しかし、いづれにいたしまして、建設省としましては、現在交通事情の非常に逼迫しております情勢に應ずるための対策を立てることに専念しておるわけでございますが、ただいまお話しのように、私も地方出身でございまして、中央中心の道路政策というのに對しては、もし過去において誤まつた点がございしますれば、これを是正せねばならぬと思つておられます。それから東京都のごときにおきましても、ひとり国の方の施策、国の方の資金を入れるばかりでなしに、公共団体からも応分の出資をいたさせまして、特別な立法をしておるわけでございますが、地方の方の国道等につきましても、ただいまお話しのように、五カ年たつてもあるいは相当な数が未改良のままで、未舗装のままであつたらしくなるのではないかと御意見も、私もさういふ非常に心配いたしておる点でございます。ただ今の計画によりまして、五カ年で大体七五％くらいは、一級国道だけは舗装までもできるという案を立てまして推進しておるわけでございますが、ただいまの年度割の配分によりまして、まだ十年も二十年もかかるのではないかと御懸念が生ずることは、無理がないと思つてゐます。しかし建設省の方の基本的な考へ方、予算の配分等から勘案いたしまして、もうすでにある県のごときは、一級国道は完成に近づきまして、これまで相当大きな金額がいつておりましたところ、いかなくてもいいという事態がもうさういふところにある県もございします。さういふところに振り向けられたものが、今度は地方の手をつけたところ、今度は大體十年を追うて導入されて参りますから、計画通りに参らぬといひまして、やはり山陰の方でありますとか、東北の方につきま

しても、相当の金額が三十四年、三十五年、三十六年——（九州は）と呼ぶ者あり）九州ももちろんです。北海道もそうでしょう。そういう方面に伸びると思ひます。これは、一つ皆さんと相協力いたしまして、ひとり都市中心の政策ではなくて、地方のあまねく辺土の地域にも道路行政が普遍的に参りますように私ども専念いたしたいと思ひますから、この上とも御協力いたしたいと思ひます。

○塚本委員 後日にしようと思つておりましたが、きょうでもう終りだといふことでありますので、関連してお伺いしたいと思ひます。きょうの皆さん方の質疑を聞いておまして、やはりこの法律の内容は、非常に一貫していいといふことで、もつとこれを具体的にお願いしたいと思ひますが、第一一条の目的の中に、「東京都の区の存する区域及びその周辺の地域」といふふうに出ておられますが、この周辺の地域というのは、立案者の方では、大体どこどこを予定しておいでになるのか、これを承りたい。

○美馬政府委員 東京都の区の存する区域は、二十三区でございますが、その周辺の地域と申しますのは、その条文の最後の方にあります「首都の機能の維持及び増進に資する」ということでしほつておまして、現実の問題としては、首都圏整備計画でやつておりますいわゆる既成市街地地域でございます。首都圏整備計画で、首都圏内の計画としては、いわゆる既成市街地地域という区域があります。これは、東京都を中心として人口が非常に濃縮した地域でございますが、具体的に申しますと品川方面、横浜までは既成市街

地区域になっております。それから北の方で申しますと川口。それから中央線は三鷹、武蔵野が既成市街地でございます。一応ここを目標にいたしたいと思ひます。その周辺の地域というふうには私どもは今のところは想定していません。

○塚本委員 そういたしますと、十一條に出て参ります「委員は、建設大臣が任命する。」というところで、「前項の委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは）」といふことは、たとえば神奈川県であるとか、あるいは埼玉県であるとか、こ

ういふものも当然構想の中に入つておるといふふうに解釈していいものなのかどうか。

○徳安政府委員 法律的にはお説の通りでございます。現実の問題として、今の計画には、これが東京都だけに今なつておるといふことでございまして、法の精神からいいますと、川崎も入りますし、あるいはそのほかの今申し上げました既成市街地といふことを想定しておりますから、その間にありまする地方公共団体は、この中に含まれるわけでございまして。

○塚本委員 何かおかしくなつてきました。東京都々々々といふことで、その首都圏といふことに對しては、今の場合は考へておらないといふふうなことであくまで話を進めておいでになつたようですが、この話を聞いて参りますと、当然首都圏といふことでなければおかしい。今の事業計画としては、これはもちろん東京都だけに限定しておりますけれども、しかし地域を限定する法律としては、首都圏まででき得る

ようになつておると見るのですけれども、その点、どうでしょう。

○美馬政府委員 誤解があるようでございまして、首都圏の勧告が高速道路についてありましたが、あれは八路線の勧告でありまして、その勧告におきまして延びるだけのことでございまして、従つて首都圏全般の高速道路は、勧告いたしておりません。また具体的に現在なつておらないのは、一号线が羽田までではなくて、横浜まで延びる計画にしております。ですからこの趣旨は、この法律にありますが、二十三区及びその周辺の地域といふところまで十分読まれておまして、もし横浜まで延ばす場合におきましては、これは、近い将来に可能性があるかと思ひますが、法律におきまして「地方公共団体の長」といふふうにはつきりいたしておきません、これを東京都といふふうにしほつておきますと、そこにすぐに問題が出てきます。首都圏整備計画におきまして、具体的に横浜までは問題が出てきておられますから、それとの関連におきまして、こ

ういふ体制をとつたわけでございまして。

○塚本委員 先ほど山中委員から、これは、どう考へても東京都といふことに限定する公団であつて、首都圏関係の地域を含むといふことに對しては、もしもそういうような交通難緩和のため公団を予想する場合においては、この法律の中では、全くこれはできないことだといふ意見に對して、当局の方では、あまいな御答弁がありました。これは法律を改正するだけで、首

都圏の高速道路公団といふことにでき得るという見通しを持つておると理解してよろしくございませうか。

○美馬政府委員 これは、法律の第一條の目的が、東京都の区の存する区域とその周辺、しかも「首都の機能の維持」といふことで結んでおりますから、あくまでもこれに限定した、首都のために設けるという建前になつております。従つて将来、首都を中心として考へるのじゃなくして、現在の首都圏の範囲は半径百キロになつております、この百キロまで延ばすといふふうな事態が起りました場合には、これはすでにこの目的ではやつていくわけには参りません。そのときには、これはそのときの事情によると思ひますが、法律を改正するの、あるいはまた別な組織にやらすのか、この第一條の目的ではおそろくやつていけないだらう、こ

ういふふうには考へております。

○塚本委員 そうしますと、その点、まだ当局においても、第一條の法改正をすることによつてできるか、また別個のものを作らなければならぬかといふことについては、現在の首都圏の交通難緩和を実現するためにはどういふふうにするのかといふことについては、いまだ見通しは立たない、こ

ういふことで、法律を改正してそのまゝでできるということでは、はつきりと当局の方では腹をきめておいでになるわけじゃないのです。

○徳安政府委員 先ほどからお答へ申し上げましたように、ただいまのところでは、この法律によつてこの八路線をやりたいという計画でやつておられるわけでありまして、将来あるいは五年先になりますか、八年先になりますか、そ

したときにおいて、もつと周辺という字を非常に狭く解釈して——もつと広げないといふ事態になりますれば、私どもの考へでは、今のところは、そういう質問に答へては、この第一條を改正すべきではないか、かように考へておりますが、先ほどお話しのように、これは根本的に改正をして、他にかわるべきものをこしらへなければならぬといふふうにお説もあるようございまして、さういふことを想定しては、実はまだ省内で意見を一致さしておるわけでもございませぬので、先ほどの御質問に對して私の考へ方を申し上げた次第でございませうけれども、これは一つ法律の専門家に聞きまして、誤まりのない御答弁を後ほどさせていただきます。

○塚本委員 この問題は、次会に御答弁をいただくことにいたしました。次に人事の問題になりますが、役員の任命は、建設大臣が任命することになつておりまして、それからあとの方に恩給とか、さういふふうな規定があつたと思ひますが、さういふことと、下級といひますが、一般職員の人事交流は、建設省との間にあるといふふうに予想せられて、こ

ういふものができたのですが、その点はどうですか。

○徳安政府委員 その通りでございます。

○塚本委員 幹部の方は、さういふ点、他の公団を見ても、一度出たら出っぱなしといふふうな状態のように見受けられますけれども、この公団においても、やはりそんなふうな状態

が——幹部も人事交流なるつもりか、この点、どうでございましょうか。

○徳安政府委員 役員として一たん出ました者を、取り返している例はございませんけれども、普通の職員としましては、やはり本人の希望なり役所の関係によりまして、話し合つてまた本省に返して、それぞれの職務に当らせ

ておる例はたくさんございます。

○塚本委員 蒸し返しになります、今日、日本に存在いたします公団なりあるいは公社というものに一たん出たら、もうこれで終りなんだ、そういうところに、いわゆる仕事に対する活発性といふことが、清新はつたつたるものがあられる公団を見るときにな

いわけです。特に新聞紙上におきましても、公団というものは役人の墓場なんだ、こういうことはいやというほど聞かされておることは、当局も御承知だと思ひます。せつかくこういう機能を

真剣になつてお考えになるとするならば、しかしそれが終着駅だということになると、御身大切ということに首脳部の人たちがなつてしまひやしないか。この点、もつと清新はつたつとし

た、そしてまた戻つてきて建設省の中でいろいろなことをやる、あるいはまたよそへもかわつていけるのだ、こういうふうな形で、うんと手腕を発揮して、他に認められて、そしてまたより大きな仕事をなさるといふふうな形にして、公団の幹部の方々も、終着

駅というふうな考え方をこの際拭き除くことが、事業をうんともつとりつぱにし、もつと生き生きとさせるゆえんではなからうか、こういうふうな考え

ております。あらゆる公団が、今日それがもうしまいであり、悪く言ふなら

ば、墓場である、こういうふうなことを世上でいわれておりますが、この点、今度の公団も、同じような例の中に追ひ込んでしまいたくないと思ひますが、次官の御所見を承わりたいと思ひます。

○徳安政府委員 御説ももつともございします。私もそう思つておりました、今後の人事につきましては、必ずそういう方針でいきたいと思ひ

ます。

ただ、非常に困難な問題は、私は今度の教育屋橋の問題でも考えたわけなんです、東京都というものは、一種特別な性格を持つておりました、建設省との人事交流等につきましても、ほかの地方の県庁と違ひまして、なかなか行き来ができない。私は入りまして

驚いたのであります。従つて、これまでは建設省の意思というものが通わな

いのです。それで、先般も知事に会ひまして、とにかくこういう形ではいけないから、やはり建設行政に對しましては、建設省と都と血が通うようにしなければいけない。今度のあしたの問題が起りましたのも、全く血が通つていない、都がやったことは何もわから

ない、皆さんから指摘されて、問題になつて初めて建設省も知つたというふうなことでありまして、血の通り人が行つていない。しかば人事の交流をどうするか。都の方は非常に給料が高

い、そして役所の方は給料が安い。ですから、こっちの方から行くのは望んで行きますけれども、向うから来る者が

ない。こういう点がございします。で、先般も知事に話をしまして、ぜひ一つその隘路を切り開いて、そして何か特別な処置によつて、人事の交流も

都と本省としようじやないか。同時にまた、今度でございします公団につきましても、今お話しのように、都から行きました者も、あるいは国に歸つてこれる

ようにしよう、またこっちから行きます者も、都にも行けるようにしよう、ある程度まで生きた人事行政ができる

ように、そうした隘路を切り開こうじやないか。都がもしそういう問題について、相変らずモンロー主義で、門戸を開放せず立てこもつておるならば、私はこつちの方からやる補助金も

一時とめて、そうしてはつきりとしなければやらないというにしよう、いいじやないか。先般知事が、都議会でもやかまして困ると言ひますから、それなら、一時私の方でとめてみるから、とめてみた結果、こういうわけ

で、国の方からやつたんだ、これは一つ納得してもらわなければならぬという

ことを議会にも話して下さい。そうせぬと、一人の人事の問題にいたしました、やはり都の者だけを上に上げてきて、そして建設省面からの人事交流をはばむということでは、血が通つていないのですから、こうした大きな問題を随所に起すおそれがあります。今後なお都と協力して仕事をやる上においては、やはり政府の考え方、国会の考え方が直ちに建設省にも映ること

は当りまえですが、同時に、その気持が都議会にも、都の行政にも映らなくちゃいけない。今は都政というものは、国の考え方より都議会の考え方、もちろんこれは自治体ですから、当りまえですけれども、その都議会だけの考え方だけで動いてしまつて、そして国の方の方針が案外軽視されるおそれがございますので、そうしたことがないよ

うに努めたいと思つて、今相談中でございします。今のお話はもつともございしますので、極力そういう方針にのつてとつてやることにいたします。

○塚本委員 最後にちよつとお伺ひいたします。

○二階堂委員長代理 もう時間もだいぶ過ぎておるようでございますから、簡単にお願いいたします。

○塚本委員 次官の強い決意で貰ひたいだきたいというふうな思ひが、たとへば、委員は都の推薦する——都とは書いておりませんけれども、推薦した者のうちから二人を出さなければならぬ、こういうことがありますと、御承知のように、五人の委員の中で二人出して、さらにまた

の理事長が都から出るような形になりましたら、全く都に牛耳られてしまふような形になりかねないのがこの公団の性格だといふふうに、危険な見方をするわけ、その点、任命に當りましては、理事長が都側から出て、そしてまた都と言ひませんけれども、出資した公共団体から二人、こういうこと

になりますと、五人の委員の中で圧倒的な力を持つ可能性が、先ほど中島委員も主張しておられましたようにある。しかも理事長の任期は四年である。委員は二年だ。こういう形になる

と、次官がそこで一生懸命力説せられ、人事構成の面で、そのことが危なくなることがあります。しかし、任命権はあくまで建設大臣が持つておりますから、この点、その任命に當つては、慎重を期していただきたいということ、それから先ほどお話しのように、公団の役員が、そこが墓場になら

ないように、若返つてまた出てくるよ

うな若い人を出してもらいたい。そして、ほんとうにはかの公団とは違つた機能を活発に出してもらふことを要望いたしまして、私の質問を終ります。

○石川委員 大へん時間がおくれておりますので、簡単に申し上げます。

先ほどからの今度の首都高速道路事業についての意見の大部分は、首都圏にすべきか、あるいは首都に限定すべきかという点だと思ひます。すけれども、首都に限定したということも前提として、今度の八路線がきめられて、諸外国の、たとえばワシントン、ロンドン、ニューヨーク、パリというところとはだいぶ範囲が違つて、特に東京の中心部が交通が輻輳して、それを緩和する対策として、今度の高速道路事業計画というものが立てられたといふふうに考へる。そうしますと、この図面を見ますと、一ノ橋から麻布、三宅坂、竹平橋、兜町といふにぐるぐる回つておりますけれども、肝心の一番輻輳しておると言ふところは、避けておるわけ、これは極端に言ひますと、皇居がこの中に二里四方にわたつて広い地域を占めておつて、これを突き抜けていくことは、現在のところ考へられない。それで、現在の東京で一番問題になりますのは、道路の面積が狭いということ、あるいは緑地が非常に少ないということ、これは、諸外国に比べても非常に比率が少いといふことは言うまでもないことな

ります。この緑地が少いということと道路が狭いということの二つと、皇居というもののにぶつかつていますから、いわゆる皇居の開放論、皇居の疎

開論といふものまで出てくるのであり

ます。ところで、私はそこまで言わな
い、この道路というところだけに限定
をして、この前も計画関係の質問を
申し上げたのでございませうけれども、
道路というものを切つて関連をして
考えてみても、ここに一番幅狭し
ておると、一秒間に三台も通ると
いう一番幅狭しおると、根本的
な道路緩和対策の中核に於いておら
ないという感じがするわけですが、
この点は、御意見いかがですか。

○美馬政府委員 この路線につきま
しては、従来首都圏整備委員会なり、東
京都の都市計画審議会で専門家を集め
まして、現在の交通事情に対処するた
めの案をいろいろ検討しておるのであ
りまして、その結果、こういう路線が
生まれてきたわけでありまして、もち
ろんこの路線の現状に於いては、お
話しの通りに、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に

ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に

ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に
ついては、最も幅狭する地域に

維持しております副都心部である新宿と
か、あるいは渋谷、五反田、池袋と都
心との交通をどういうふうにするか、
早くそういうところから来て、し
かも便宜に都心の各主要部に乗り込む
ためには、どういふ線路がいいのかと
いうふうな目的のもとに検討したの
が、こういう案になっておるわけでご
ざいます。もちろんこれだけでは解決
しません、これからいろいろ旧来の
街路なり、あるいは道路を通過する目
的に行くと、同時に並行して
進められることになっております。

○石川委員 いろいろ駐車場その他で
も、都心部についても苦勞されて
いることは、よくわかつてはいるので
すが、何となくもあの膨大なロータ
リーがあったのでは、根本的な解決は
非常に困難だと思ふに思ふわけ
です。別に皇室に開放とか何とかい
うところまでわれわれ考えているわけ
ではありませんけれども、せつかくこ
し御成婚もあつて、民主化されたとい
う国民の祝福する声もまたにあふれ
ておるわけでありませうけれども、こ
交通難打開というところを根本的にや
らないと、このガンはどうしても皇居
にあるというところは、当然歴史的に
あるのじゃないかという議論もむしろ考
えられるので、どうしても皇居の――
これは技術的にいろいろ問題はありま
しょう、しろうとのわれわれにはわか
りませうけれども、どうしてもその点
を根本的に考え直していただかない
と、根本的な対策がでないというこ
とで、突つ込んだ考え方を持ってお
るわけがあります。ここでは皇室審議
会というものがあつて、皇室のことにつ
いては御答弁ができないということが

予測されるので、これ以上質問申し上
げませうけれども、国民のすべての声
が、そういうところに集中されている
というふうな考えられます。ぜひとも
積極的に、その点の打開について意を
用いていただきたいということを申し
上げておきます。

○山中(日)委員 だいぶ時間もおそ
くなりましたので、簡潔に要点だけお尋
ねしたいと思ひます。

予測されるので、これ以上質問申し上
げませうけれども、国民のすべての声
が、そういうところに集中されている
というふうな考えられます。ぜひとも
積極的に、その点の打開について意を
用いていただきたいということを申し
上げておきます。

予測されるので、これ以上質問申し上
げませうけれども、国民のすべての声
が、そういうところに集中されている
というふうな考えられます。ぜひとも
積極的に、その点の打開について意を
用いていただきたいということを申し
上げておきます。

予測されるので、これ以上質問申し上
げませうけれども、国民のすべての声
が、そういうところに集中されている
というふうな考えられます。ぜひとも
積極的に、その点の打開について意を
用いていただきたいということを申し
上げておきます。

予測されるので、これ以上質問申し上
げませうけれども、国民のすべての声
が、そういうところに集中されている
というふうな考えられます。ぜひとも
積極的に、その点の打開について意を
用いていただきたいということを申し
上げておきます。

予測されるので、これ以上質問申し上
げませうけれども、国民のすべての声
が、そういうところに集中されている
というふうな考えられます。ぜひとも
積極的に、その点の打開について意を
用いていただきたいということを申し
上げておきます。

る例文といつてはしかられますが、そ
ういふ例もございませうから、慎重に検
討していきたいというふうに考えてお
ります。

○山中(日)委員 事業の性質上、公団
というものが長期に存続するというこ
とは、私どももわかつておると思ひま
す。これは先般の建設大臣のお答えと
も関連するのですけれども、この公団
が道路の建設をいたしまして、そうし
てその減価償却のできたときに、この
公団の作った道路というものは、都の
管理に移るんだ、こういうような説明
であつたのです。一方政府委員の方で
は、そうではなくて、道路の所有権だ
とか、そういうものは作つた公団に属
する。しかし都が公団の作った道路
を都道と認定した場合には、その管
理権というものは、そのときに都に発
生して、その都の管理権を公団が代
行するのだ、従つて公団が解散するま
では、その道路の管理権あるいは所有
権、あるいは管理権あるいは所有権
がない、こういうふうにお答えが二つに
なつておつた。どちらが正しい考へな
のか、まだはっきりしておらぬわけ
ですが、おそろしく私は、説明員のお答
えに、あなたが正しいのじゃないかと思
うのです。そこで、問題は、いふん先
のことでありませうけれども、もしもこ
高速道路公団が解散をした場合におい
て、それは年限のことは長くてもやむ
を得ないのですが、償却をしたとかい
うときにこれが解散をするという考へ
方でいいものかどうか、その辺を聞い
ておきたい。公団がございまして、こ
れは、ほとんど永久的なもののように誤
解をする人もあるやうであります、
公団といふのは、その性質上、公けの

仕事をやるのが性格でありまして、そ
の仕事が終れば、大体公団というもの
はなくなつてもいいわけですが、
そこで、お聞きしたい要点は、その
公団が作った道路の償却が終つたとき
に、公団といふものは解散をするのだ
というふうに考えていいものかどう
か、その点、一つお聞きしたい。

○美馬政府委員 公団の解散は、公団
の建設に要した経費の償却が終つた
ときに解散するといふふうに考えて、さ
しつかえないと思ひます。

仕事をやるのが性格でありまして、そ
の仕事が終れば、大体公団というもの
はなくなつてもいいわけですが、
そこで、お聞きしたい要点は、その
公団が作った道路の償却が終つたとき
に、公団といふものは解散をするのだ
というふうに考えていいものかどう
か、その点、一つお聞きしたい。

仕事をやるのが性格でありまして、そ
の仕事が終れば、大体公団というもの
はなくなつてもいいわけですが、
そこで、お聞きしたい要点は、その
公団が作った道路の償却が終つたとき
に、公団といふものは解散をするのだ
というふうに考えていいものかどう
か、その点、一つお聞きしたい。

仕事をやるのが性格でありまして、そ
の仕事が終れば、大体公団というもの
はなくなつてもいいわけですが、
そこで、お聞きしたい要点は、その
公団が作った道路の償却が終つたとき
に、公団といふものは解散をするのだ
というふうに考えていいものかどう
か、その点、一つお聞きしたい。

仕事をやるのが性格でありまして、そ
の仕事が終れば、大体公団というもの
はなくなつてもいいわけですが、
そこで、お聞きしたい要点は、その
公団が作った道路の償却が終つたとき
に、公団といふものは解散をするのだ
というふうに考えていいものかどう
か、その点、一つお聞きしたい。

仕事をやるのが性格でありまして、そ
の仕事が終れば、大体公団というもの
はなくなつてもいいわけですが、
そこで、お聞きしたい要点は、その
公団が作った道路の償却が終つたとき
に、公団といふものは解散をするのだ
というふうに考えていいものかどう
か、その点、一つお聞きしたい。

その道路の建設等に要した減価償却が済んでも、公団本来の目的からはずれた仕事がつつと継続していくということになりはしないかということを、私どもは非常に懸念するわけでありま
す。そういう点については、どうい
ふふうにお考えでありますか。

○徳安政府委員 何しろ先のことでご
ざいますから、はっきりした答弁はで
きませんが、ただいまの解釈では、大
体主たる目的が達成せられましたなら
ば解散すべきだ、付帯事業等につきま
しての財産の処分等につきましては、
議論があると思いますが、それはその
ときの国会で、皆さんの良識によって、
法律できめていただくことになろうか
と思います。

○二階堂委員長代理 この際お語りい
たします。明後六日の委員会におきま
して、都市計画に関する件につき、東
京電力株式会社常務取締役吉田 雅太
君、取締役水野久男君の両君を参考人
として当委員会に出席を願ひ、意見を
聴取したいと存じますが、これに
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○二階堂委員長代理 御異議なきもの
と認め、さよう決します。

本日は、この程度にとどめ、次会は
明後六日午前十時より開会すること
とし、散会いたします。

午後二時一分散会